

平成25年第7回美幌町議会定例会会議録

平成25年12月10日 開会

平成25年12月11日 閉会

平成25年12月10日 第1号

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定  
(諸般の報告)

日程第 3 行政報告

日程第 4 一般質問

9番 坂 田 美栄子 君

3番 中 嶋 すみ江 君

4番 上 杉 晃 央 君

8番 岡 本 美代子 君

6番 松 浦 和 浩 君

○出席議員

1番 新 鞍 峯 雄 君

3番 中 嶋 すみ江 君

5番 早 瀬 仁 志 君

8番 岡 本 美代子 君

10番 吉 住 博 幸 君

12番 宗 像 密 琇 君

議長 14番 古 舘 繁 夫 君

2番 大 江 道 男 君

4番 上 杉 晃 央 君

6番 松 浦 和 浩 君

副議長 9番 坂 田 美栄子 君

11番 橋 本 博 之 君

13番 大 原 昇 君

○欠席議員

○地方自治法第121条第1項の規定による出席説明者

美幌町長 土谷 耕治 君

農業委員会  
会長 鈴木 幸往 君

監査委員 高木 清 君

教育委員会  
会長 沖田 滋 君

選挙管理委員会  
会長 松本 光伸 君

○地方自治法第121条第1項の規定による出席受任説明者

副町長 染谷 良 君 総務部長 平井 雄二 君

民生部長 藤原 豪二 君 経済部長 広島 学 君

建設水道部長 磯野 憲二 君 病院事務長 大村 英則 君

会計管理者 植木 恒則 君 事務連絡室長 糸屋 定春 君

総務主幹 田村 圭一 君 電算主幹 河端 勲 君

まちづくり主幹 小西 守 君 財務主幹 矢萩 浩 君

契約財産主幹 村田 純一 君 税務主幹 田中 三智雄 君

環境生活主幹 石坂 聡 君 児童支援主幹 武田 孝司 君

福祉主幹 谷川 明弘 君 健康推進主幹 佐藤 和恵 君

農政主幹 但馬 憲司 君 公社主幹 門別 孝志 君

耕地林務主幹 伊成 博次 君 商工観光主幹 小室 秀隆 君

建設主幹 高橋 利明 君 建築主幹 露口 哲也 君

水道主幹 澤島 雅俊 君 病院総務主幹 橋本 美典 君

事務連絡室次長 中 村 俊 文 君  
教 育 長 平 野 浩 司 君  
学校教育主幹 小 室 保 男 君  
社会教育主幹 荒 井 紀 光 子 君  
農委事務局長 岩 田 憲 次 君

庶務担当主査 伊 藤 寿 君  
教 育 部 長 高 木 恵 一 君  
学校給食主幹 石 田 勇 一 君  
スポーツ振興主幹 佐 藤 修 君  
選管事務局長 石 澤 憲 君  
監査委員室長

○議会事務局出席者

事 務 局 長 馬 場 博 美 君  
議 事 係 猪 本 郁 君  
庶 務 係

次 長 那 須 清 二 君

午前10時00分 開会

### ◎開会・開議宣告

○議長（古館繁夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、平成25年第7回美幌町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

---

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（古館繁夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番早瀬仁志さん、6番松浦和浩さんを指名します。

---

### ◎日程第2 会期の決定

○議長（古館繁夫君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

去る12月4日及び本日、議会運営委員会を開きましたので、委員長から報告を求めます。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君）〔登壇〕平成25年第7回美幌町議会定例会の開会に当たり、去る12月4日及び本日10日、議会運営委員会を開催しましたので、その内容と結果について報告いたします。

本定例会に付議された案件は、議会提出案件として常任委員会の報告1件と他の報告2件であります。

町提出案件としては、専決処分の承認1件、議案16件、以上であります。

本日、12月10日、第1日目は、まず町長から行政報告があり、その後、一般質問に入ります。通告順に坂田美栄子さん、中嶋すみ江さん、上杉晃央さん、岡本美代子さん、松浦和浩さんの5名を予定しています。

第2日目、12月11日は前日に引き続き一般質問を行い、新鞍峯雄さん、私、吉住博幸、大江道男さんの3名を予定しております。

す。

その後、議案審議へと入り、総務文教厚生常任委員会からの調査報告を報告第14号にて報告いたします。

続いて、承認第7号専決処分の承認について、平成25年度美幌町一般会計補正予算（第6号）から議案第116号指定管理者の指定について、（美幌町交流促進センター「峠の湯びほろ」）までを審議し、その後、町長から改めて追加行政報告があります。

続いて、報告第15号定期監査報告についてから、報告第16号例月出納検査報告について（8月～10月分）まで報告を受けます。

次に、本定例会において各団体からの意見書の提出を求める要請、陳情を4件受理していますので、その取り扱いについて報告いたします。

自治労北海道本部、自治労網走地方本部及び自治法美幌町職員労働組合からの2014年度地方財政の確立に関する要請書、連合北海道美幌地区連合会からの2014年度地方財政の確立に関する要請書、美幌町農民同盟からの日本型直接支払制度の創設及び経営所得安定対策の見直しに関する要望意見書に関する陳情と平成26年度畜産価格決定等に関する要望意見書に関する陳情、以上4件につきましては、資料配付の措置といたします。

以上のとおり、審議を進めることとし、会期を12月10日から12月11日までの2日間といたします。

なお、本日は小学校の社会科の授業の一環として小学生が議会を傍聴される予定でありますので、皆さんにおかれましては御承知おきいただきますようお願い申し上げますとともに、慎重なる審議に皆様の御協力と行政職員に対しましても真摯なる答弁をしていただきますようお願い申し上げます。議会運営委員長の報告といたします。

○議長（古館繁夫君） お諮りします。

ただいま議会運営委員会委員長から報告のあったとおり、本定例会の会期を本日から1

2月11日までの2日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月11日までの2日間と決定しました。

---

### ◎諸般の報告

○議長（古舘繁夫君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、事務局長から報告させます。

○事務局長（馬場博美君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましても、印刷したものを配付しておりますので、御了承願います。

なお、松本選挙管理委員会委員長、明日以降、欠席の旨、届け出がありました。

また、本定例会中、町広報及び議会広報用のため写真撮影を行いますので、御了承願います。

なお、報道機関の写真撮影及びパソコンの使用を許可しておりますので、あわせて御承知おき願います。

以上で諸般の報告を終わります。

---

### ◎日程第3 行政報告

○議長（古舘繁夫君） 日程第3 行政報告について。

町長から行政報告があります。

町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 本日、ここに平成25年第7回美幌町議会定例会が開催されるに当たり、御出席を賜りました議員各位に対しまして、心から感謝いたしますと

ともに、行政報告と提出案件の概要について御説明を申し上げます。

行政報告といたしましては、第1に御寄付についてであります。

去る9月26日に町内東町2丁目にお住まいでありました故磯江昌子様より、学校図書の実に役立てていただきたいと300万円を、11月16日に美幌商工会議所会頭若林輝彦様よりイベント用貸し出し備品の購入に役立てていただきたいと100万円をそれぞれ御寄付をいただいたところでございます。

これらの御厚志をありがたくお受けし、御趣旨に沿って活用してまいります。

第2に、美幌町交流促進センター（峠の湯びほろ）の指定管理者の指定についてであります。

峠の湯びほろの指定管理につきましては、平成26年3月31日に指定期間が満了となることから、指定管理募集要項に基づき、平成26年4月1日から平成30年3月31日までの4年間を指定期間として公募を行ったところ、町内外から3団体の応募がありました。

指定管理者候補者の選定に当たっては、指定管理者選定委員会を設置し、提出書類の審査並びにプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行った結果、株式会社共立メンテナンスを選定したところであります。なお、指定管理者の指定につきましては、今定例会において議案として提出させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

第3に11月29日現在の建設工事進捗状況についてであります。提出しております参考資料のとおり、本年度に契約しております工事件数44件のうち、土木工事12件、建築工事11件、上水道工事9件、公共下水道工事1件、浄化槽工事9件の計42件の発注をいたし、消化率では件数で95.5%、工事額で90.5%となっております。

また、繰越明許費による土木工事につきましては、計画の6件を全て発注し、年内に全て完成する予定となっております。

第4に農作物の生育状況についてであります。ことしは、平年より雪解けが早く、4月中旬までは比較的好天に恵まれましたが、4月下旬から5月中旬にかけて、かつて経験したことのないほどの長期間にわたる低温、降雨、日照不足が続き、「植えつけ」及び「播種」作業に大幅なおくれが生じ、農作物の影響が心配されました。

6月前半は晴れた日が続き、後半は寒気の影響により曇りや雨、低温となった日もありますが、積算平均気温及び積算日照率は平年を大きく上回りました。7月、8月は晴れた日が多く、気圧の谷の影響により強い雨が降った日もありますが、期間を通して高温小雨となり、積算平均気温及び積算日照率は平年を大きく上回り、積算降水量は平年を大きく下回りました。

9月は15日から16日にかけて台風18号の影響により、1日の降水量が94.5ミリを記録し、美禽・瑞治地区で農作物の一部浸水、流出する被害がありました。

9月25日には、57.5ミリの降雨があり、10月16日には台風26号の影響により71.5ミリの大雨となりましたが、農作物に大きな被害はありませんでした。

9月から10月までの収穫期は周期的に天候が変わりましたが晴れた日も多く、積算平均気温及び積算日照率は平年を上回りました。

本年は、春先の記録的な悪天候により「植えつけ」及び「播種」は大幅におくれ、さらには育成期の高温小雨により生育が停滞するなど、農作物の生育に大変、厳しい気象環境で推移いたしました。

その後の天気回復や生産者の懸命な営農努力、農業関係機関による営農指導により生育は一部持ち直しましたが、最後まで挽回するまでには至らず、総じて農作物の収量及び品質は平年を下回る結果となりました。

こうした状況から、各作物の予想される収量及び品質は、水稻は移植作業が大幅におくれ作柄が心配されましたが、7月以降の高温

多照で回復し、収量は平年を上回りましたが、品質は平年並みとなりました。

秋まき小麦は、出穂は平年並みでしたが、穂数が平年より少なく、7月以降の高温小雨による登熟期間が短縮され、収量は平年を下回り、品質は平年「並」となりました。

春まき小麦は、初期育成のおくれから穂数が平年を下回り、7月以降の高温小雨により登熟日数が短くなりましたが、一穂粒数が確保されたため、収量は平年を上回り、品質は平年「並」となりました。

てん菜は移植のおくれが影響し、生育期間が短くなったことに加え、高温小雨の影響から生育のおくれを回復できず、収量は平年を下回りましたが、糖分は平年を上回る見込みであります。

バレイショは植えつけの大幅なおくれから、全期間を通じて生育のおくれを取り戻すことができず、イモ数が少なく、小玉傾向で収量、品質ともに平年を下回りましたが、でん粉価は平年を上回る見込みであります。

タマネギは移植のおくれや高温小雨の影響から、球肥大が進まないまま倒伏、枯葉が早まり、小玉傾向で収量、品質ともに平年を下回りました。

豆類は、播種作業のおくれがありましたが、7月中旬以降の高温で生育が進み、大豆及び菜豆は収量、品質ともに平年並み、小豆の収量は平年を上回り、品質は並みとなる見込みであります。

牧草は草丈が低く収量、品質ともに平年を下回り、サイレー用トウモロコシは平年並みとなりました。

なお、5月から10月における降水量、気温、日照時間は参考資料のとおりであります。

次に、御提案いたします議案について御説明を申し上げます。

専決処分承認について。

承認第7号平成25年度美幌町一般会計補正予算(第6号)については、大家畜特別支援資金利子補給事業の実施のため、急を要し

たことにより専決処分をいたしましたので、御承認を賜りたいのであります。

条例の制定、改正及び廃止について。

議案第101号美幌町職員の再任用に関する条例の制定については、定年退職する職員等が公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、再任用を希望する職員について再任用するため、条例の全部を改正しようとするものであります。

議案第102号美幌町公法上の収入徴収に関する条例の一部を改正する条例制定については、町税に対する延滞金の割合の特例が改正されたことに伴い、公法上の収入に対する延滞金の割合の特例見直し並びに延滞金の計算方法を明確にするため、条例を改正しようとするものであります。

議案第103号美幌町営バスの設置及び運行管理に関する条例を廃止する条例制定については、町営バスを混乗スクールバスとして運行していくことから、条例を廃止しようとするものであります。

議案第104号美幌町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定については、町税に対する延滞金の特例が改正されることに伴い、高齢者医療保険料にかかる延滞金の割合の特例を改めるため、条例を改正しようとするものであります。

議案第105号美幌町自転車等の放置防止に関する条例の制定については、自転車等の放置防止に関し、必要な事項を定めようとするものであります。

議案第106号美幌町公共下水道条例等の一部を改正する条例制定については、消費税等の税率の引き上げに伴い、課税対象となる下水道使用料等の所要の改正をしようとするものであります。

議案第107号美幌町立学校設置条例の一部を改正する条例制定については、美幌町立福豊小学校が平成25年度末で閉校し、美幌町立旭小学校へ統合となることから、条例を改正しようとするものであります。

各会計補正予算について。

まず、一般会計が主なものとして、峠の湯施設維持管理等委託料にかかる債務負担行為補正として2,800万円、普通交付税の確定として1億3,259万3,000円、福祉灯油助成費として894万円、地域生活支援事業業務委託料として448万4,000円、ソチオリンピック、パラリンピック選手後援会補助金等として425万5,000円、給与等減額措置分を緊急防災・減災事業債の償還財源に充てるため、減災基金への積み立てとして2,098万9,000円などを初め、事務事業の確定にかかる整理及び補助金並びに地方債等の確定による補正を行おうとするものであります。

次に、特別会計及び企業会計についてであります。水道事業会計は日並浄水場運転管理等業務委託料にかかる債務負担行為補正として、各会計で給与減額措置及び会計間移動に伴う人件費の減、平成24年度地方債確定に伴う償還金利子の減額補正などのほか、繰越金の確定などによる整理を行おうとするものであります。

指定管理者の指定について。

議案第116号指定管理者の指定については、美幌町交流促進センター峠の湯びほろは、本年度をもって指定期間が満了することから公募を行った結果、新たに株式会社共立メンテナンスを指定管理者に指定しようとするものであります。

なお、細部につきましては、後ほどそれぞれ御説明を申し上げますので、御審議の上、原案に御協賛を賜りますようお願い申し上げます。行政報告と提出案件の概要説明といたします。

以上、よろしく願いをいたしたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） これで、行政報告を終わります。

旭小学校6年生児童全員が社会科授業で議会を傍聴するため、暫時休憩といたします。

再開は、10時25分といたします。

午前10時22分 休憩

---

午前10時25分 再開

○議長（古館繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

◎日程第4 一般質問

○議長（古館繁夫君） 日程第4 一般質問を行います。

通告順により発言を許します。

9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君）〔登壇〕 私は、教育行政について3点、それから福祉行政について1点通告してございますので、説明をしながら質問させていただきます。

まず最初に、教育行政について。

一つ目として、がん教育を取り入れた健康教育についてということで質問をさせていただきます。

国民の2人に1人ががんになり、3人に1人ががんで亡くなる現代、子供のころからがんの正しい知識を身につけてもらおうと小中学校などで「がん教育」が少しずつ始まっています。

国や北海道など、一部の都道府県ががん対策推進計画に教育の推進を盛り込み、がん教育の強化に乗り出しています。

道は北海道がん対策推進条例を制定し、2012年4月から施行されています。「学校などで児童生徒ががんの理解を深めるための教育が行われるよう、必要な施策を講じる」と規定しています。

これを踏まえ、北海道がん対策推進計画は2013年度から2017年度にがん教育を推進していくとされており、道からの指導、財政支援及び美幌町として今後の取り組みについてお聞かせいただきたいと思ます。

2点目です。これからの防災、安全教育の考え方についてです。

防災教育や安全教育という言葉が最近よく目にしたり、耳にしたりするようになったと思いますが、学校安全に関する活動は以前か

らしっかりと取り組まれてきていることは理解しているところです。

学校では、学校行事の中で避難訓練をしたり、学級活動で防犯教育をしたりしていると思われませんが、実際、役立っているのでしょうか。もう少し、系統的に知識を学ぶこと、実践的な避難を訓練する機会が必要だと思います。

文科省は、ことし3月に学校防災のための参考資料を発行しています。この参考資料には、学習指導要領などに書かれている防災教育関連の記述がまとめられ、指導案の作成や具体的な事業展開例が紹介されています。

今では異常気象も異常でなくなり、災害が少なかった自分たちの住んでいるところも災害が起きないとは限らなくなり、避難方法や訓練内容の見直しも必要になってきておりますが、これからの防災、安全教育の考え方についてお聞かせいただきたいと思ます。

3点目、まちじゅう図書館にする考えについてです。

読書活動は言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにし、人生を深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものです。

北海道は、全国平均からすると読書量は少ないとも言われています。子供の読書活動は、社会全体で推進を図っていくことが重要ですし、町民にとっても本を通じての会話、人との触れ合い、いつでも、どこでも、誰もが本に出会える環境、まちづくりが必要ではないでしょうか。

近年、変わった取り組みとして24時間オープン図書館、お店やカフェ、オフィス、児童館、学童保育所等、ちょっとしたスペースに店長や経営者、スタッフのお気に入りの本を展示し、訪れた人に自由に読んでもらい、本を通じての会話を楽しむ図書館、交流型の図書館とする「まちじゅう図書館」の取り組みがあり、読書に対する意識とより深い人生観を楽しまれているのではないのでしょうか。



このことから、まちじゅう図書館にする考えについてお聞かせいただきたいと思いません。

次は、福祉行政の高齢者の低栄養予防についてです。

高齢者はそしゃく力や味覚、嗅覚の衰えで食が細くなり、消化吸収力も低下します。また、食べ物から体をつくるより筋力や骨を分解して必要なエネルギーをつくる働きがやや優性になるとのことです。このため、高齢者は一般に低栄養になりがちになります。

高齢者の追跡調査では、比較的若いうちに要介護になった人は太った人が多かった、後期高齢者になると痩せている人で要介護になる人が多かった、栄養不足から内臓の働きが弱まるなど老化が早く進むということです。

痩せ肥満の傾向とタンパク質や脂質、鉄分の摂取状況を反映する血中成分が一定水準以下になると死亡リスクが高くなるとも言われています。

60代以降はメタボよりも低栄養に注意すべきですし、食事制限の必要のない一般高齢者の粗食志向に指導が必要ではないでしょうか。

健康指導についての考えがあればお聞かせいただきたいと思いません。

以上、第1回目の質問を終わります。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 坂田議員の質問にお答えを申し上げます。

教育行政については、後ほど教育委員会のほうから答弁をさせていただきたいと思いません。

福祉行政について、高齢者の低栄養予防についてであります。人が命を維持し、日常の生活を営むには、体をつくるタンパク質と活動するためのエネルギーを生涯にわたって食事として接種することが求められますが、高齢者は口腔や接種、嚥下の問題、病気、心の問題による食欲低下、あるいは身体機能の低下などの要因により、また買い物や食事づくりが困難になることを原因として食事摂取

量が低下し、低栄養状態に陥りやすくなると言われております。

低栄養状態とは、タンパク質及びエネルギーの欠乏状態であり、栄養指標である血清アルブミン値が3.5グラムデシリットル以下の場合、または病気になりにくい体重の指標となるBMIが18.5未満で、かつ体重の減少が1年間に5%以上の場合を言います。

このような方は、低栄養状態でリスクがあると指摘されております。

高齢者の低栄養状態を改善することは、身体機能及び生活機能の維持、向上につながるとともに、免疫機能の維持、向上が図られ、その結果、高齢者の疾病予防や要介護状態への移行を予防することにより、クオリティ・オブ・ライフ、つまり生活の質の向上に寄与するとされております。

平成23年、国民健康・栄養調査による高齢者の肥満と低栄養傾向の状況を見ますと、男女とも79歳までは低栄養傾向の方より肥満の方の割合が高くなっておりませんが、80歳以上では低栄養傾向の方の割合が増加しております。

また、平成24年3月に実施した美幌町第2期健康増進計画策定のためのアンケート調査によりますと、美幌町の高齢者の多くの方は食事の回数やバランスについては意識しておりますが、低栄養予防の認知度は男性が68.2%、女性が73.7%と課題のある状況と言えます。

この結果を踏まえ、平成25年3月策定的美幌町第2期健康増進計画におきまして、高齢期の栄養、食事生活部門では「おいしく、楽しく、規則正しく、バランスのよい食事をしよう」との目標を掲げて、現在、さまざまな事業を実施しております。

具体的な取り組みとしては、ヘルスリーダー、栄養士、保健師などによる自治会、明和大学、寄り合いデイサービス及び各種団体に食事のバランスを基本とし、低栄養を予防するための指導をも織り交ぜた「健康的な食

生活」、「若さを保つ食事の秘訣！」と題した調理教室の開催や老人クラブなどへの出前講座、健康相談を実施しております。

また、今年3月には、ヘルスリーダーが考案したレシピ集を販売し、好評のうちに1,000部を完売しており、10月には改訂版300部を増刷しております。

今後とも、町民と協働して栄養に関する正しい知識を普及することにより、高齢者みずからが低栄養を予防改善するという意識を高め、いつまでも明るく、楽しく、元気よく、心豊かに暮らすことができる健康づくりに取り組んでまいります。

以上、御答弁を申し上げます。よろしくお願いをいたしたいと思っております。

○議長（古館繁夫君） 教育長。

○教育長（平野浩司君）〔登壇〕 坂田議員の御質問に答弁させていただきます。

初めに、がん教育を取り入れた健康教育についてであります。がんは生活習慣病とかかわりの深い病気であることから、子供のころから望ましい生活習慣を身につけることが大切です。

また、がんに対する正しい知識と予防を子供が学ぶことにより、保護者を初め家族への啓発効果も期待できることから、がん教育の推進は重要と考えています。

このため、各小中学校では学習指導要領に基づき保健の授業を中心にがんは生活習慣の乱れや喫煙が原因であること、健康的な生活を送るにはがんを含めた病気の予防や早期発見に努める必要があることなど、健康の保持増進と疾病予防の観点から健康教育に取り組んでいます。

御質問のとおり、平成24年4月に施行された「北海道がん対策推進条例」では、「教育関係者の責務」と「教育の推進」に関する規定が設けられ、分野別の主な取り組みの一つとしてがん教育の推進が掲げられています。

また、文部科学省の平成26年度予算概算要求では、モデル事業としてがんの教育用教

材の作成や専門医の講師派遣にかかる経費が盛り込まれるなど、具体的な取り組みも動き出しているところです。

美幌町の未来を担う子供たちの健康を守ることは学校関係者はもとより、私たち大人の社会の義務と考えます。

教育委員会といたしましては、今後の関係機関の動向を踏まえ、学校における健康教育全体の中でがんに対する正しい理解を深めるための取り組みに努めてまいります。

次に、これからの防災、安全教育の考え方についてであります。学校現場における防災を含む学校安全については、これまででも学校保健安全法に基づくさまざまな措置を講じる一方で、各教科や道徳の時間、総合的な学習の時間、特別活動などを通じて安全に関する指導の充実を図っています。

各小中学校では、消防署の協力を得て火災や地震を想定した避難訓練を年2回程度実施するとともに、北海道防災会議が実施する北海道シェイクアウト（地震行動訓練）に一部の学校が参加するなど、児童生徒が現在及び将来に直面するであろう災害に対して、みずからの安全を確保するための行動ができるよう指導に努めています。

加えて、防災に関する知識、理解を深めるため、道教委作成の防災パンフ「学んDE（で）防災」の活用、町の防災担当職員を講師に防災教室を開催するなど、地域の実情に応じた効果的な防災教育に取り組んでいます。

また、警察署の協力により不審者の侵入を想定した実践的な防犯教室を開催するなど、安全教育の充実にも努めているところです。

御質問のとおり、近年は本町におきましてもゲリラ豪雨や雷雨、大雪に見舞われるなど、自然災害に対する日ごろの備えが極めて重要と受けとめています。

災害発生時には、素早く適切に対応できる学校体制を確立できるよう、教職員の災害に対する意識の高揚を図るとともに、学校と地域がそれぞれに協力、連携しながら児童生徒の

安全確保に努めるなど、学校における防災教育の充実と防災管理の徹底を推進してまいります。

次に、まちじゅう図書館にする考えについてであります。近年、インターネット、テレビゲーム、スマートフォン等の情報メディアが急速に発達し、読書離れは憂慮すべき事態であり、学校、家庭、地域社会が一体となって子供の読書活動の推進を図る必要があると考えます。

そんな中、恵庭市ではことし4月に北海道内初の読書条例を施行し、10月から市内の飲食店、銀行、病院など24店舗と共同で「まちじゅう図書館」をスタートさせました。「まちじゅう図書館」の参加店は、それぞれが推薦する本や思い出のある本を置き、漫画や雑誌などの本のジャンルや貸し出し等についても全て設置者の責任においてルールを定め実施しているとのこととあります。

市では、この「まちじゅう図書館」の開設にあわせ、「まちじゅう図書館マップ」を作成、市内の公共施設や参加店に配付をし、はなほんマークのフラッグを目印として掲げ、ホームページで紹介するなど支援しております。

本町では、恵庭市の「まちじゅう図書館」とは異なりますが、町内の公共施設のほか、病院、お店、社会福祉施設などにおいて図書館司書がそれぞれの施設にあった本や要望等を確認した上で選書を行い、図書館職員による配本、交換、返本までを一貫して行う団体文庫としての館外サービスを実施しております。

設置箇所としましては町営住宅2カ所のユニットライブラリー、既設へき地保育所5カ所へのお話し文庫、民間の幼稚園2カ所への幼稚園文庫、ひまわり保育園を初め、美幌、東陽保育園へのお話し文庫、自衛隊文庫、社会福祉施設4カ所、町立国保病院を初め、民間病院3カ所、理容院1カ所に加え、今年度新たに美幌駅のステーション文庫を設置、このほか各学校への学校、学級文庫の設置な

ど、31施設において実施しております。

本町としましては、まちじゅう図書館のように参加店に全てお任せするのではなく、図書館としても限界がありますが、できる限り町民の要望や適正かつきめ細かな選書により配本することで、町民が安心して読書できる団体文庫として今後も対応していきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

また、図書館では子供たちの読書活動の推進を図るため、年度初めに学校訪問を実施し、学校図書を選書のアドバイスや学校図書館の運営、助言、さらにはボランティア団体との連携、協力への橋渡し、小中学生向けの図書館便りの発行、新刊図書情報などの提供など、なお一層の学校との連携強化を図ることにより、子供たちの読書活動の推進を図ってまいりたいと考えております。

以上、御答弁させていただきましたので、よろしくお願ひいたします。

○議長（古館繁夫君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 教育行政のほうから再質問させていただきます。

まず最初に、がん教育を取り入れた健康教育について再質問させていただきますけれども、がんを全面に出した授業というのは従来、学校ではほとんど行われてきませんでしたよね。現在の教科書では小学高学年の体育の健康領域や中学校の保健体育で生活習慣病や喫煙の害の一例として出てくる程度だったかなというふうに記憶しております。

こうした中で、国が2012年6月に策定したがん対策推進基本計画は、新たな政策としてがん教育として盛り込んでまいりました。がんの正しい知識とがん患者への正しい認識を持っていただくための教育、そのことを目指して5年以内に各学校での教育を実施することを目標としているようです。

文科省は、小中高でのがん教育を強化するよう方針を決めまして、14年度から先進的な事業など、モデル事業を全国的に22カ所

ではございますが、始める計画がされております。

例えば、このモデル事業に美幌の教育委員会として手を挙げていくことは可能なのでしょうか、まず1回目の質問としてお答えしていただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 国が概算要求をしている中において、今、坂田議員がおっしゃったがんの教育総合支援事業ということで全国22カ所程度という話でありますので、具体的には何も伝わってきておりません。

一応、その22カ所というのは、今までの例を見る限りは、それぞれ都道府県に委託して、都道府県がどういうことをやるかということで多分、市町村に言ってくるのかなというふうに思っております。

そういった中でいきますと、この事業が美幌町でできるかどうかというのは今のところわかりません。ただ、逆にそういう美幌町がやる機会になったときに、いかにやるのが可能だよといった場合どうするのだということのお答えをさせていただければ、チャンスがあれば美幌町もそういう手を挙げる、機会があれば手を挙げたいというふうに思っております。

○議長（古舘繁夫君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 日本は高齢化に伴ってがん患者が増え続けているがん大国と言われておりますが、がん対策は後進国とも言われています。

その要因として言われているのが学校で教えていないからではないかというふうにも言われているのが現状でございます。

札幌では、出前講座を行った後の調査結果によりますと児童の87%ががんに興味を持って大人になったら検診を受けたい、また家族の会話の中でも健康について話題として取り上げられているという報告もされております。

健康の大切さを認識できるよい機会ではないかなというふうに思っておりますので、この機会をいち早く取り入れていただきたいというふうに考えているところでございます。

ただ、推進に当たっては関係機関との連携が特に重要となってきているというのは先ほどの御答弁にありましたように、そこら辺のことについては十分配慮した上で早期実現に向けて計画をしていただきたいというふうに思いますが、今後の進め方についてもし答弁できるものがありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 今、札幌の一つの例を坂田議員のほうから紹介していただきましたけれども、これは北海道が札幌市にお願いしてこういう事業をしたということでありまして。札幌市内の小学校2校に対してということで、その広がりが先ほどは国の事業でありますけれども、北海道の事業が町村まで広がってきたというのはどうなのかなというふうに思っております。

その中で、ちょっと美幌の状況をお話しをさせていただければ、美幌も実際には先ほどがんの中で喫煙率が高いという話、たばこを吸っている人が多いという中において、具体的にはたばこの害についての教育ということで民生部の保健師が小学校6年生ですけれども出向いていて、そういう事業をさせていただいております。

実際には、市街地の美幌小学校、東陽小学校、旭小学校に例えば美幌小学校であれば平成23年度から、それから旭小学校であればことしからということで、そういう具体的な事業については美幌も行っているということをお理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（古舘繁夫君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 今、教育長から答弁いただいたとおりでございますが、北海道でも道では今、北海道がん対策推進条例とい

うのを制定されているようですので、美幌町のほうにもそういう働きかけは今後、起きてくるかなというふうに思っておりますので、ぜひ一番先に手を挙げていただけるように期待をしていきたいと思っております。

やはりがん予防には、先ほどの喫煙のこともありますが、基本的には生活習慣病とも言われておりますので、そこら辺のことについても十分、配慮した中での健康教育について進めたいというふうな思いですので、今後の取り組みについて期待をしていきたいと思っております。

次の質問に入らせていただきますけれども、これからの防災、安全教育についてですが、学校教育の中でも十分、防災に対する訓練とかやられているのは十分承知しているところでございます。本当に、異常気象の影響でことしの夏も自然災害が日本列島襲いました。

東日本大震災以降、学校に向けられる防災、安全教育の要望が高まってきているのも事実としてあります。

学校安全に関する活動は以前から続いてはありますが、自分たちの避難所がどこにあるか知っているでしょうか。また、行ったことがあるでしょうか。

災害発生時に素早く対応できるためには、やはり学校体制を確立していく必要があると思っておりますし、日ごろの訓練が大事ではないかと思っております。改めて、訓練するだけでなく、学校のイベント等を利用することも十分効果が上げられると思っております。

例えば、キャンプも防災キャンプとして開催をしたり、保護者や教員、地域防災の協力を得て例えば段ボールを敷いて、仕切りをつくって就寝と避難所の体験に加えたり、障害物の中で避難する方法を避難体験ゲームであったり、学校周辺の危険箇所を調べたり、気づいたことをまとめて防災マップの作成をしたり、図上訓練など、炊き出しや非常食体験を行うことにより学校や地域が一体となった防災教育が進むのではありませんか。

また、防災体験ができる施設が道内でも数カ所できました。修学旅行の一部に加えて防災学習交流センター等を活用し、体験学習するのも方法ではないでしょうか。

また、学校の運動会で実施するとよい活動の一例として土のう積み競争、バケツリレー競争、声かけリレー、簡易担架搬送競争、防災グッズ借り物競争、搬送リヤカー引き競争、このように取り入れながら幾らでも訓練ができるのではないかと考えておりますが、こういうことについて今後、取り組んでいく考えがあるかどうかお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 今、坂田議員のほうからいろいろな手法、助言をいただいたということでもあります。

結論からお話しをさせていただければ、具体的に今、お話しいただいたことをどういうふうにやっていくかというのは、それはある意味では学校に任せることだというふうに私は思っております。

教育委員会がこれをやりなさい、あれをやりなさいという、その町として、その全体の中でこういうことということは示すことはいろいろ考えていきたいというふうに思っております。

ただ、今言ったような、例えば授業の中でこれをやったらいいじゃないか、それから運動会で例えばこういうことをやったらいいじゃないか、それから修学旅行等、離れたときにそういう防災の施設を見てきたらいいじゃないかということで、一つの事例としては学校のほうには今、お話しいただいたことを伝えるとか、それはやろうと思っておりますけれども、それをどう選択していくかというのは学校の中での学校長の判断ということは先生方と協議した中で決めていただければというふうに思っております。

ですから、今の段階でこれを学校としてやりますということは言える立場ではないことは御理解いただきたいというふうに思いま

す。

○議長（古舘繁夫君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 教育長の御答弁のとおり、理解しているつもりでございます。

ただ、私としましては、いろいろな取り組み方がありますよという事例を紹介したいという思いもありました。やはり、こういう防災というのは地域、学校、やはり一般の人たち、いろいろなところで協力をしながら訓練をしていかなければ学校だけではだめなのではないかなというふうに私は考えている者の1人なのです。

そういう意味では、教育委員会が主体となって地域の人を交えながらどんな訓練ができるのか、どんなことができるのかというのをやはり声かけることによって広がって行って、本当の防災訓練のあり方、意識の持ち方というは変わっていくのではないかなというふうに思いますので、そこのところを期待したいところであるのは事実です。という意味で今回、質問させていただきました。というところで、今後の教育長のお力をかりながらぜひ学校教育にも広めていきたいという思いで述べさせていただきました。

ということで、もしそれに何かお答えできるものがありましたらお答えしていただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 今おっしゃったとおり、学校だけで全てができるという思いは持っておりません。当然、そこにかかわる地域の方々、行政で言えば私ども教育委員会がきちんと協力をしてやっていくということですので、可能な限り私の立場で努力していきたいというふうに思っています。

○議長（古舘繁夫君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） それでは三つ目のまちじゅう図書館について再質問させていただきます。

御答弁いただきましたように、現在取り組

まれている具体的な活動については十分、理解しているところでございます。たまたま、今回、恵庭市のいろいろな取り組みを見たり聞いたりしていたものですから、美幌の町でもこんな取り組みができればいいのではないかという思いを込めて今回、質問させていただきました。

というのは、やはり活字離れ、図書離れ、本を読みたがらないという子供だけでなく、大人も含めて申し上げたいところでした。やはりそれでは、ではどんなことができるのかなというふうな思いで、例えば先ほど答弁いただいたように、美幌では31施設でそれを実施されているということなのですけれども、ほとんど公的な施設ということになっております。

やはり、図書館中心になってやるということには限界があるということも十分、理解しているところなので、限界があるのであればやはり参加店に協力をしていただいて、利用者をふやしていくということが考えられることではないかなというふうに思うところです。

それで、いつでも、どこでも、誰でもが図書活動ができるという思いで町民、それから家庭、地域、学校、町が一体となって環境づくりを進めていかなければならないのではないのでしょうか。そういう思いで今回、公的施設だけではなくて一般のそういうお店だとか、もっと一般の人たちがかかわっている部分で町民の人たちが交流できるスペースというところを考えた上で取り組んでいただきたいという思いで質問させていただいたのですが、それについてはどのようなお考えなのかお聞かせいただけるものがありましたらお願いしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 美幌町の図書館の活動という部分でいけば本当に他の町よりも一生懸命頑張っているのかなというふうに思っておりますので、団体文庫という部分も本当に積極的にやっておりますので、先ほど図

書館の限界という事でいけば確かにその恵庭的な考え方は、私はよいことだというふうに思っております。

ただ、今の美幌の図書館の活動はまだまだやれることはたくさんあるというふうに思っているのです。ですから、私は立場的には教育委員会という町としてやはり図書館をうんと利用してほしいという意味からいけばまだまだ、それからそこにかかわっていただいている方がたくさんいるということでありませぬ。恵庭の中でちょっと考えていただきたいのは、読書を通じてまちづくりをしていこうという、そういう観点なのです。

ということは、逆に考えますと、そのことは町民の方々、恵庭でいえば市民ですけれども、私どもでいけば町民の方々のみならずそういう環境をつくっていこうというやはり土台をつくっていかない限り、例えば行政がこういう条例をつくって、こういうというのは読書に関する条例をつくってやりましょうという旗を振っても、それは難しいかなというふうに思っております。

美幌は同じような動きとしては今、自治基本条例をつくって、言うならばまちづくりの主役は町民ですと、そういう意味からいけば町民の方はいろいろな今、活動をやり始めました。その中で読書ということに注目して、どこでもやはりそういう本を読める環境を皆さんと協力してやりましょうという気運を高めるのは私どもかもしれませんけれども、高まったときにやはりこういうようなまちじゅう図書館というのはできるのかなというふうに思っています。

だから、そこら辺をちょっと自分としても本当に教育委員会が旗振る話ではないという、その辺をきちんと見定めた中で考えていきたというふうには思っております。

○議長（古館繁夫君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 今、答弁いただいたように私は条例までつくるとは考えていなかったのです。

というのは、1人でも多くの人たちが本を手にする、目にするという機会をふやしたいという思いでこの恵庭市の条例ではないけれども、そういう気運を高めるためにこういう働きかけをやってはどうかなという思いだったので、それこそ今、答弁があったように皆さんに意識を持ってもらうことによって少しずつ気運が高まることを望んでいきたいとは思っています。

ただ、その前にやはり本を読める、手することを優先に考えていかないと、なかなかその気運も盛り上がっていかないのではないかなというふうに思いますので、例えば今まで31カ所利用されている施設の中でも利用少ない場所、そういう場所を見直ししながら、新たなところにも協力を求めることも必要ではないかなというふうに考えておりますので、今後の取り組みとしてぜひ頭の中に入れていただいて、1人でも多くの人に目に触れる機会をつくっていただきたいというふうに考えていますが、いかがでしょうか。

○議長（古館繁夫君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 今、図書館がやっている部分については、どうしてもスタッフが限られるので、限りなく広めるというのはちょっと難しいところが、答弁書でもありますけれども難しい部分はあります。

ただ、本当にどこに一番、本を置けばいいかという部分においてはこれからいろいろ研究していきたいと思っておりますし、基本的には私どもでいい図書館があります。ぜひ、図書館に行っていただくと、大きな都市と違って私どもの町ってコンパクトな、町の中に図書館がどんとあります。ですから、まだまだ町民の方、それから児童生徒はやはり行っていただきたいと思っておりますし、それからここにもちょっと触れてありますけれども、学校の図書の実充実ということでは、今、一生懸命力を入れようということで頑張っております。

町長の行政報告の中にもありましたけれども、やはり元教員されていた方が多額な寄附を学校図書のためにお金をいただいたりもし

ています。そういった中でいけば、私はどこでもそういう環境をつくるということも大事かもしれないですが、今ある部分、いうなら今の図書館に少しでも行く努力、それから移動というか、なかなか難しい部分であれば団体文庫等に行っていただきたいという、そういう気運が高まったときに今後どうするかということを考えていけばいいかなというふうに思っております。

ぜひ、恵庭的な話としては私も非常に賛成ではあります、本当に住民の方々がやはり本を読む機会をつくる部分では有効な手段だと思いますけれども、まずは本当に図書館に行ってみてくださいというふうをお願いしたいというふうに思っております。

○議長（古舘繁夫君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 私の思いとしたら町中に図書館をすることによって本を目に触れる機会が多くなるかなというふうな思いでしたけれども、まだまだ図書館自体として活躍できるいろいろな方策があるということであれば、それはそれでぜひ目に見える形で実行していただければというふうに思っております。

最後の質問をさせていただきます。高齢者の低栄養予防についてということで再度質問させていただきますが、答弁いただきましたように具体的な事業に参加している人たち、本当にたくさんいらっしゃることは十分理解しています。栄養不足は寝たきりの高齢者や疾病時など、特別な状況における問題だと思われがちですけれども、一般的に軽視されております。

健康志向が強まる中で、中年期以降のメタボ防止の常識が高齢者の低栄養を招いているのではないかとということも知っていただきたいと思っております。

食事はバランスよくとると指導されていると思いますが、肉類、魚類、卵、牛乳、大豆製品、緑黄色野菜、イモ類、果物、海藻、油脂類の10種類を毎日とると言われておりま

すけれども、現実には約8割以下しかとれていないと言われております。8割とればよいほうだと思っております。

まだ間違った認識を持ってられる方がかなりいらっしゃいます。というのは、高年齢になると肉は食べなくてもいい、野菜だけでいいというふうに思われている方もまだまだたくさんおります。といいますのは、いろいろな町でのイベント事業をやっているのですけれども、その中に参加できる人はある程度の知識はあると思います。ところが、参加されていないという人もかなりたくさんいるということも認識していただきたいと思っております。そういう人たちのために、やはり在宅で情報を提供してやることも必要ではないかなというふうに考えているところです。

例えば、個々に必要な指導を行う、訪問を行うということも考えられることだと思うのですが、このことについてももし考え方があればお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 間違った情報も非常にあるということを受けとめ方として、我々は間違った情報を提供しているわけではないので、その辺ははっきりさせておいたほうがいいと思いますけれども、いずれにしろ人が命の営みをする、それにはやはり食べることが基本だと思いますので、総合的な健康づくりからいっても、我々はそのことを総合的に推し進めないとだめだと思っておりますので、引き続きそういう努力をしていきたいと、そのように思っております。

それで、1回目の質問のときに追跡調査で比較的若いうちに介護になった方は太った方が多いとか、いろいろあると思っておりますけれども、いずれにしろ太っていても、肥えて太ってもだめだし、肥えて痩せてもだめだとやはり思います。健康的な生活をしていくには、やはりみずからしっかりとそういったことに留意するということが極めて重要だと思います。

我々、ですから保健師が今、従来の事業別



の活動を今、地域密着にしようということ  
外に出るというようなことをやっていますの  
で、そういう中でも今おっしゃった参加して  
いない人についても、やはりしっかりとした  
情報提供はしていかなければいけないとい  
うのはそのとおりだと思います。引き続き、そ  
ういう努力していきたいと、そのように思っ  
ております。

そして、この町の皆さんがやはり健康で長  
生きを楽しむような、そういうまちづくりを  
引き続き進めてまいりたいと、そのように考  
えております。

○議長（古舘繁夫君） 9番坂田美栄子さ  
ん。

○9番（坂田美栄子君） 今、引き続き取り  
組んでまいりたいというお話がありましたの  
で、これから今後、期待をしたいと思いま  
す。

特に、先ほどの答弁の中で低栄養予防の認  
知度が男性が68.2%、女性が73.3%と  
いうことで出されておりましたけれども、現  
実、先日お話し聞いた中では自治会長さんが  
いろいろ聞いた話を老人クラブの中で教えて  
いるような、そういう状況もお聞きいたしま  
した。

ただ、その中でやはり正しい知識をきちっ  
と教えないとまずいのではないかなというふ  
うに感じたものですから、やはり地域密着型  
と言われている中で高齢になっても安心して  
生活していける状況をつくっていただきたい、  
ぜひ細かなところにまで配慮できる施策  
であってほしいなということを期待して、質  
問をこれで終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（古舘繁夫君） 以上で、9番坂田美  
栄子さんの一般質問を終わります。

暫時休憩をします。

再開を11時25分といたします。

午前11時18分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（古舘繁夫君） 休憩前に引き続き、

会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告順より、発言を許します。

3番中嶋すみ江さん。

○3番（中嶋すみ江君）〔登壇〕 本日は、  
さきに通告してありました2項目、2点につ  
いて質問させていただきます。

1点目、妊婦健診の充実について。産後妊  
婦健診の助成について。

2項目目国保病院診療科について、産婦人  
科再開の見通しについてであります。

1点目の産後妊婦健診助成についてであり  
ます。

現在、母と子の健康を守る「妊婦健診」は  
14回まで無料になっておりますが、しかし  
出産後の母体の健康状態を確認するための1  
カ月健診は保険適用外となっております。産  
婦の健診費用の負担軽減を図るために健診費  
用を助成すべきと考えますが、お伺いたし  
ます。

2点目、産婦人科再開の見通しについて。  
平成16年から国保病院の産婦人科の診療を  
休診されておりますが、その後の具体的な対  
応と今後の再開の見通しについてお伺いた  
します。

1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 中嶋議員の  
質問にお答えを申し上げます。

初めに、妊婦健診の充実について、産後妊  
婦健診助成についてであります。妊婦健診  
は母子保健法第13条において「市町村は必  
要に応じ妊産婦または乳児もしくは幼児に対  
して健康審査を行い、または健康診査を受け  
ることを勧奨しなければならない」と定めら  
れており、実施回数、公費負担額などの事業  
の実施方法については各市町村の判断により  
実施されているところであります。

しかしながら、国では公費負担にあつて望  
ましい健診回数、実施時期、健診項目等を示  
しており、妊婦が受診することが望ましい健  
診回数は14回程度とされております。

一方、今年度から国の妊婦健康診査支援事業費補助金は、普通交付税による地方財政措置へと移行された中、美幌町においては妊婦健診事業の円滑な実施を支援することにより、妊婦の健康管理の充実と経済的負担軽減を図り、安心して妊娠、出産ができる環境を整備することを目的として、妊婦一般健康診査14回及び妊婦超音波検査6回を上限に助成を行っているところであります。

近年、若い世代の妊娠や出産年齢の上昇により健康管理がより重要となる妊婦が増加傾向にあることや、少子化、育児の孤立化が進む中で、妊娠中からの保健指導の必要性が高まっていることから、妊娠初期と中期に面接を行い、適切な健康管理のための支援を実施するとともに、プレママクラス、両親学級を開催し、子育ての環境づくりなどについて学習指導を行っております。

また、産後うつや虐待予防、異常の早期発見の観点も含め、全ての家庭を保健師が訪問する乳児家庭全戸訪問事業や保護者の養育支援が特に必要な児童等の居宅を訪問する養育支援訪問事業を実施しているほか、乳児1歳6カ月児、3歳児健康診査、乳児、幼児、5歳児相談と継続的に母子支援を実施しており、今後も母子保健対策を効果的に実施するため、町民の実情に応じきめ細やかな支援事業を充実してまいります。

産後の健診については、母胎にとって重要な健診であることは十分認識しておりますが、厳しい財政状況下においてさらなる助成は母子保健政策全体の中で検討する必要もあることから、現在のところは国の動向を注視してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、国保病院診療科について、産婦人科再開の見通しについてであります。御質問の国保病院の産婦人科につきましては、平成15年度に全国的な産婦人科医師の不足から、道内の3医育大学において分娩施設のセンター化構想を踏まえ、旭川医科大学産婦人科医局より派遣されていた産婦人科医師が引

き上げとなりました。

特に本町は、分娩可能な病院が北見市、網走市など30分圏内に所在していることから、派遣停止の病院ともなりました。

このため、産婦人科医師の派遣について旭川医大や道内外の関係機関に必要な協議を行いました。全国的な産婦人科医師の不足と常勤医師1名の体制では、異常分娩への対処のリスクと分娩に関して24時間体制で待機することなどから、産婦人科医師の確保については困難性を極め、平成16年度より休診することといたしました。

休診後も、産婦人科医師の招聘を行いました。再開することができないため、平成20年度に妊婦エントリーネット119を開設し、緊急時に備えた対策を講じたところであります。

今後も北見市、網走市の分娩可能な産婦人科を標榜する病院と十分な連携を図ることが可能であれば、産婦人科医を標榜するサテライト病院として再開が可能と考えております。

また、このサテライト病院的な運営による経営収支がどのようになるかも見きわめながら、引き続き産婦人科医師の招聘を行いたいと考えております。

以上、御答弁をさせていただきました。よろしくお願いをいたしたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 3番中嶋すみ江さん。

○3番（中嶋すみ江君） ただいまの答弁の中にもありましたが認識されているということで、産後の母体の健康状態を確認する上において、産後1カ月健診は重要な健診であります。健康な母胎が次のベビー誕生につながるわけでもありますので、本当にまさしく重要な健診であります。

また、少子化対策の一環として本町におきましても妊娠から出産までの助成制度も充実されております。しかし、財源が地方交付税措置になり、その中、妊婦健康診査支援事業の推進に尽力されていることは理解させてい

ただいております。

昨年の出生数は167人と伺っております。妊婦一般健診14回と超音波検査6回を上限に助成しておりますが、妊婦健診と超音波検査の1回当たりの助成額はその市町村によって違うとお伺いしております。本町の助成額をお伺いしたいと思っております。お願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 3番中嶋すみ江さん。

○3番（中嶋すみ江君） 2点目の質問をさせていただきます。

妊婦さんの中に14回分の一般健診助成及び超音波検査の6回分の助成分を予定より赤ちゃんが早く産まれたなどで満度に使用されなかった方もいると思われま。その人数と未使用の助成額を22年、23年、24年度分をお伺いしたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 健診についての額についてお答えいたします。

1回から14回までは合計いたしまして5万2,080円でございます。6回の健診につきましては3万1,800円でございます。

○議長（古舘繁夫君） 2回目のお尋ねわかる、答弁できる。未使用の分。

民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 今、統計資料ございませんので、後ほどお答えしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 3番中嶋すみ江さん。

○3番（中嶋すみ江君） この健康管理、妊婦さんが健康管理をしっかりされているかちょっと確認したかったのと、未使用の分がどのぐらいの方が本町ではおられるのか、そこら辺もちょっとお伺いしたかったのでよろしく願いいたします。

次に行きます。14回分の助成は妊婦一般健診でありますので、そのときの診察により個人負担もあります。それに、退院時には出

産一時金42万円の助成はありますが、妊婦さんの状況、また病院によっても料金が違い、自己負担も生じている現状もあります。

特に、結婚したばかりの若い夫婦にとっては負担を強いられております。そのような状況からも、産後健診の助成は妊婦さんの経費負担軽減になると考えますが、いかがでしょうか。

そして、そのような助成の取り組みが次の子供の子供を生みやすい環境につながるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 全てができれば非常に私もいいと思っておりますけれども、なかなか財政状況というようなことも含めて厳しい状況にあると。ただ、一定のサービスについてはしっかりとやっていこうということになります。

妊婦さんにかかわらず、女性のいろいろな子宮頸がんとか、そういうものの取り組みも実は国は補正予算使ってやりましたけれども、北海道は全くお金を出さないということで、女性の知事なので、できれば道議会でもぜひそういった声を私も上げていきますから、中嶋さんのルートでもぜひ女性の立場でこれはやらなければいけないということをしつかりと声を上げていただければ、一緒になってその辺やれば効果出ると思っておりますので、よろしく願いをしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 3番中嶋すみ江さん。

○3番（中嶋すみ江君） それは認識しております。

でも、その予算は何か自治体ごと決めていく部分も何かあるようなので、その声はもうぜひ町長とともに上げていきたいと思っております。

今の若い方にそのように負担が、出産一時金もいただいております、42万円。本当に昔に比べれば本当に助成額も多くなったなと思っておりますけれども、まだ若い方には本当に負担になっております。

その一般健診も今、美幌町、今、計算しました、大体3,000円なのではないでしょうか、ほかのところを見ましたら3,800円だと、いろいろなところありますけれども、そういう部分で本当に、そしてまたこの産後1カ月健診というのは本当に大切な、赤ちゃんが妊娠してから産まれて、出産して、その後のそれが一つの本当のサイクルというか、流れで、それで本当の出産が終わったと、そういうものなので、本当に大事なものだとは感じております。

それをその中に組み込んでいただきたいという思いがあります。そしてこのさきに質問いたしました14回の分を使わないで早目に産まれたとか、こういう方もおります。それで14回満度に使わない方のこういう部分も何かそちらのほうに、14回の中でも入れていただければ、何とか本当にこの若い人たちのこれから出産される方に本当に負担軽減につながるのではないかと考えております。

だから若い方、これから本当に子供を生まなければ本当に美幌町も栄えていかないので、本当に子供を産んでいただく、そういう助成は本当に重要な位置を占めているのではないかと私は考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 少子化という観点からも議員おっしゃるようなことだと思えます。

今般、消費税が5%から8%に上がると、そしてその対応は税と社会保障の一体的なというようなことで、今、その消費税上げることによって冷え込む経済をどうしているかということで、きのう、おとといぐらいもいろいろ政府が考えている5兆5,000億、経済対策するというふうな中身をちょっと拝見しましたところ、もうちょっと社会保障にこういった若い人の子供を産む、そういうこともより積極的にできるのだというようなところだとか、あるいは保育所の問題であるとか、もうちょっと地域が地方がしっかり地域

事情にあったお金を使えるというようなことも、やはり経済対策としてやるのであれば、しかも消費税上げることについては社会保障に全て使うということでもありますから、ぜひそういうことも我々としては声を上げていかなければいけないと思います。

ただ、地方としてできることだけはしっかりやっていきたいと思っておりますけれども、それにしてもやはり、財源というものが必ずついてきますので、そのことをしっかり見きわめながら、このことだけで始末がつく話ではないので、総合的にいろいろなことをやっていかなければいけないという思いであります。

おっしゃることは私は男ですけどもよくわかる話なので、これからも意を用いていきたいと思っておりますので、どうか御理解をいただきたいと、そのように思います。

○議長（古舘繁夫君） 3番中嶋すみ江さん。

○3番（中嶋すみ江君） 何かちょっと、この今の答弁を聞きまして、ちょっと自分の中ではちょっと寂しいなど、これから子供を2人、3人と産んでいただく美幌町におきまして、こういう施策は大事にやっていきたいというような、そんな答弁をいただきましたかたなど、そんなちょっと寂しい思いがしております。でもぜひ、御検討していただきたいと思えます。

次に、美幌町でも最近、双子の赤ちゃんが誕生しておりますが、多胎妊婦健診の助成はどのようになっているかお伺いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 資料が今ございませんので、少々お待ちいただきたいと思えます。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 今、多胎妊婦健診につきましては、1名の方が平成24年に該当しております。

○議長（古舘繁夫君） 3番中嶋すみ江さん。

○3番（中嶋すみ江君） 1名ということでは

理解させていただきましたけれども、この健診回数はどのようになっているのでしょうか。一般の普通分娩、普通の健診は今は5万2,080円とお伺いいたしましたが、この方はどのように、多胎の方は。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 一般の方と同じ料金になっております。

○議長（古舘繁夫君） 3番中嶋すみ江さん。

○3番（中嶋すみ江君） 多胎妊娠の場合は、通常よりもリスクが多いと伺っております。

また、場合によっては健診回数も多くなることもあるそうです。そういう点からも健診回数の上乗せが必要かなと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 通常14回でございますけれども、14回受けていない方もおられますので、これは最大限の健診日数と考えております。

○議長（古舘繁夫君） 3番中嶋すみ江さん。

○3番（中嶋すみ江君） そうしたら、要するに双子とか、そういう多胎の健診の場合も14回を最大限に考えているということで、それ以上ということは考えていないということなのでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） そのように考えております。

○議長（古舘繁夫君） 3番中嶋すみ江さん。

○3番（中嶋すみ江君） 今の答弁もちょっと先ほどと同じで何かちょっと悲しいような気がします。やはり出産に対しての、先ほどと同じ繰り返しになりますけれども、やはり本当に子供を安心して産んでいただける、そして双子というのを本当に望むというか、双子を産むとわかっているわけではなくて、双子がお腹にできたという時点で、この時点で

そういうリスクがあるということなので、そういうほうにもぜひ力を入れていただきたいなと思います。今の質問は終わらせていただきます。

○議長（古舘繁夫君） 3番中嶋すみ江さん。

○3番（中嶋すみ江君） 次の質問に移らせていただきます。

産婦人科の再開の見通しについてであります。

町民の方と国保病院の話に触れると産婦人科はどうなっているのと聞かれます。出産施設に対しては町民の皆さん初め、妊婦さん、妊娠を希望している方、そしてその家族の方などが心配しているところであります。

休診してから10年近くの歳月がたちましたが、休診後、産婦人科医の招聘に努力されていることなどを時折々にその経過状況を町民に知らせていただくことは非常に大事なことでと日ごろから思っております、そういう点はいかがのでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 平成15年度でということでは10年近くなると、この間、この間いろいろ産婦人科医師の招聘ずっとやってきましたけれども、なかなか厳しい状況が続いていると、それでその後の状況として産婦人科だけでなく、今度は小児科だとか、外科であるとか、さまざまな標榜といいますか、専門のところ非常に厳しくなって、国保病院も一時は5人体制になったりというようなことで、今、9人体制でやっておりますけれども、産婦人科だけでなく厳しいというのが現実だと押さえております。

そんな中で、いろいろな医局であるとか、あるいはインターネットを通じて募集をしているのですけれども、なかなか厳しい、とりわけ小児科と産婦人科は医療訴訟もあるというようなことと、待機時間が非常に長いということで、特に子供さんとか出産は時間を選ばないということで、医師の卵たちもなかなか目指してくれないというのも全国的な傾

向としてあるということなので、非常に苦戦をしておりますけれども、ただ平成20年から妊婦さんのエントリーネット119ということで、北見の産婦人科を中心に何かあれば即救急車で搬送できる体制を実はとっております。今までは480人の方がエントリーしていただいて、そしてそのうち16名の方が無事出産をされたというような報告も聞いております。

ただ、やはり地元という声が住民満足度調査の中でも国保病院に対するいろいろな書き込み、自由書き込みの中で102件あったのですけれども、そのうち23件は産婦人科医の確保をしてくれだとか、必要だというような声もありましたので、引き続き医師確保、産婦人科もそうですし、眼科も今、言われているところでもありますので、引き続き努力していきたいと、そのように思っております。

○議長（古舘繁夫君） 町長、質問者中嶋さんから途中経過の報告がほしいという話がありました。ちょっと触れてあげてください。

病院事務長。

○病院事務長（大村英則君） 中嶋議員おっしゃるように、なかなか医師招聘にかかる部分については困難性が極めて高いという状況があります。

したがって、管内的にも外科医、内科医、招聘困難というようなことで非常に医師の招聘には苦勞しているわけでもありますけれども、そこら辺の経過につきましては病院で発行の一期一会に今度、実態というか、実情をつぶさに掲載してまいりたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 3番中嶋すみ江さん。

○3番（中嶋すみ江君） ここで私が質問したかったのは、本当にこの10年間の間、皆さん本当にどうなっているかなという、そういう思いでありました。

それを今、一期一会で町民の方にお知らせしていただけるということで、そういうこと

をちょっと質問したかったので、本当にこれはありがたいことだなと、そういうふうに思います。やはり、町民にお伝えする、伝達するということがすごい重要なことだと思っております。

また、それを見ることによって理解もしていただけますし、また町民の希望にもつながっていくのではないかと考えております。

次の質問に移らせていただきます。今の町長からもありましたがエントリーネット119にどれだけの方が登録されているかなという思いで私もおりました。それも質問させていただこうと思っております。

そして今、お伺いしますと480人で、16人の方がこの救急車を利用されたということで理解してよろしいのでしょうか。その中で、救急車の中で出産されたケースはあったかどうか、ちょっとお伺いします。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 実質的には平成19年にスタートしましたが、11月30日現在、ことしの480名の方がエントリーをしていただいたということで、約9割近く北見の三つの病院に搬送をしていると、そして搬送した方が16名ということで、それぞれ搬送先の病院で出産をしているというふうに聞いております。

主な救急に送った内容は陣痛によるものが11件ということのようであります。また、破水によるものが3件ということで、そういう状況の中でも無事に出産をされたということであります。

○議長（古舘繁夫君） 病院事務長。

○病院事務長（大村英則君） 追加で御報告させてほしいと思います。

救急車の中での出産というのは、今、確認しますとないということであります。

○議長（古舘繁夫君） 3番中嶋すみ江さん。

○3番（中嶋すみ江君） 先ほどのちょっと戻りますけれども、伝達のお話して一期一会に掲載していただくということで、それは前

進があるなしにかかわらず今、招聘しているのだという、そういうことも掲載していただけるのでしょうか。

婦人科の話のその招聘の状況が何も進まなければ、何もそこには一切何も載らないということが、もうやはりどうなっているのだろうかという、そういう不安になる一つの要因だと思うのです。その部分もどうなのかなということでお伺いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 病院事務長。

○病院事務長（大村英則君） 掲載の方法につきましては非常に微妙なところがあると思います。

というのは、今、例えば産婦人科の先生であれば、そこら辺の先生とコンタクトをとっていますというようなことも掲載すると、あたかも招聘できるのではないかというような誤解もあろうかと思えますから、そこら辺はこういうような今、先生との招聘活動を行っていて、何が困難性があるかというようなことをお知らせをしていきたいと思っています。

○議長（古舘繁夫君） 中嶋議員、最初にお話し出た妊婦健診の14回というやつ14回になっていない人方のお金のことや回数の方は後で民生部長のほうから答弁してもらうことにいたしますので。

3番中嶋すみ江さん。

○3番（中嶋すみ江君） 今の件、よろしくお伺いいたします。

次に行きます。今回の質問をさせていただいたことにより、産婦人科を標榜するサテライト病院としての再開が可能と考えているという、そういう答弁を伺いました。

それで、それに対しましてサテライト病院の機能についてお伺いいたします。また、その進捗状況を聞かせていただければ、ぜひお伺いしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 病院事務長。

○病院事務長（大村英則君） サテライト病院という考え方については、いわゆる分娩可能病院と連携を十分とれるようなその体制を

つくって、いわゆる分娩を除く産婦人科医領域の診療を行いたいという意味でのサテライトという表現であります。

○議長（古舘繁夫君） 3番中嶋すみ江さん。

○3番（中嶋すみ江君） ただ、今のことは町民の方もきょう聞いている方もおられると思うので、ちょっと理解していただけたかなと思います。サテライト病院の機能につきましては。

次の質問させていただきます。ここ数年、全国的に救急車の利用者が増加傾向にありますが、妊婦さんの緊急時に救急車に出動依頼をしても、利用してできないという、そういうときの対応はどのように考えているかお伺いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 詳しいちょっとデータはありませんが、多分、今はそういうことはないと思いますので、消防事務組合を構成している津別と美幌町一体運用していますので、津別で救急で北見に搬送なったときには美幌町がバックアップに行くと、その逆もあるということで、多分、1町だけでやっているわけではなくて、津別町のバックアップ体制しっかりとってやっているので、多分、ないと思いますけれども、そういう体制もとっているということでもありますから、その点については御安心をしていただけるのではないかなとは思っております。

○議長（古舘繁夫君） 3番中嶋すみ江さん。

○3番（中嶋すみ江君） 美幌町もこれから子供をたくさん産んでいただく、そういう施策をどんどん進めていっていき、本当に子供を産んでくれる方がふえていくのではないかなという、そういう思いであります。

そうした中にこういうことがあってはいけないなという思いで質問をさせていただきました。

○議長（古舘繁夫君） 組合事務連絡室長。

○事務連絡室長（糸屋定春君） ただいまの

中嶋議員の救急車の関係についてお答えいたします。

現在、救急車は美幌消防署に3台、津別消防署に1台ありまして、救急隊の配置は3隊配置しております。

したがって、最大4件までは重複しても可能な状況になっております。過去の例からいうと、4件の重複というのは今までありません。そういう中では、最大3件の重複ということであれば、今までの統計からいうと十分、対応していけるといふふうに思っていますので、よろしくお願ひします。

○議長（古舘繁夫君） 3番中嶋すみ江さん。

○3番（中嶋すみ江君） ちょっとそれを聞きまして安心いたしました。たまたま滋賀県の大津市のほか3市で子育て支援を行っているNPO法人の発案で、本町の妊婦エントリー119と類似の取り組みがタクシーで運行が開始されました。出産迫った妊婦を病院まで送り届けるシステムになります。名前がゆりかごタクシーという名称で、車内で赤ちゃんが生まれたときの対処法などを研修した運転手が迎えに来るといふ、美幌町もこの前、美幌新聞に載っておりましたが、救急隊が赤ちゃんの生まれたときの対処といふか、そういう研修をしているのが載っておりました。本当、まさしくこれは美幌町と同じことを行っているのだと、それは新しい体制で滋賀県で関西のほうで初めてそういう体制が整ったというお話が載っておりました。

本当にそうやって、もし美幌町がそういう重複したときに本当に高齢化が進んできているので、そのときに救急車が4台全部出払ったときには、本当にどうなるのかなといふ、そんな思いで質問させていただいたのですけれども、そしてまたこのようにタクシーが今の消防のエントリーのと同じ体制づくりを行っているということで、本当に全国的に行政と民間の連携した取り組みが本当にどんどん進められていっているなど、本町も孤立死を防ぐネット25事業と地域見守り活動連携

協定結ばれておりますが、このように妊婦さんの緊急時にも本当にさらに安心につながる取り組みが充実されていくことが本当に大切なことだなと感じておりました。

そういうことで、もし今のところが重複していないということなので、今後これから先のこといろいろ考えたときに、まだ国保病院の婦人科の体制がとれておりませんし、分娩のそういう体制もとれておりませんので、本当にその産婦人科が再開するまで、本当にいろいろな体制をとっていただいて、本当に安心して赤ちゃんを産めるそういう体制づくりを希望いたします。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 引き続き医師確保に向けたと思いますけれども、産婦人科は異常分娩含めて1人ではなかなか難しいといふような現実もありますので、複数となるとなお困難性を極めると思います。

引き続き、そういう努力をしていきたいと思ひますし、またエントリーネットのほうも実はタクシーでやっておられるというところはちょっとわかりませんが、何かあったら北見の産科と連絡をとり合せて処置できる部分についてはやると、救急車の中で、そういう体制もとれていきますし、幸い救急車の中、赤灯を回すとやはり北見まで25分ぐらいで行ったりするので、そういう面では札幌市内ですと郊外のところからだったら30分以上かかるというところからみると、医師確保、この町にいれば一番いいのですけれども、そういう状況でないときについては今、お話ししたようなことでしっかりと取り組みたいし、隣の町と一緒に4台体制で対応したいと。

多分、4台が一遍に出ても時間差があるので、行って救急車で送ったら、北見の3次医療に送ったらすぐ戻ってくるので、多分4台が北見に集中しているという時間は少ないと思ひますので、現実対応としては多分そういう時間差含めて大丈夫だと思うので、安心していただきたいと思います。



なお、充実に向けて努力していきたいと、そのように思います。

○議長（古館繁夫君） 3番中嶋すみ江さん。

○3番（中嶋すみ江君） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

ただ、私は子供3人目を産んだときに自宅から病院まで30分の中で子供が産まれたのです。だから本当に陣痛が起きて、病院について25分で産まれたのです。そういう自分の体験がありますので、本当にそういうこともあるということで、病院の中で出産、そのとき今こういうお話を聞いて婦人科がなくなって、本当にもし私が4番目産んでいたらもっと早く、本当に産まれるそういう体質なのかと、そういう方もいるのではないかなと、それを思ったときにやはり本当に体制が、しっかりとした体制が整わなければ本当に不安でありますので、ぜひ体制づくり、婦人科の子供が安心して産める美幌町で、そういう体制づくりを願ひ、質問を終了させていただきます。

○議長（古館繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 引き続きそういう努力をしていきたいと思ひますし、また産後妊婦健診についても非常に答弁が悲しい、寂しいという受け止め方されましたけれども、私も非常につらい思ひであるということだけは御理解を賜りたいなど、そのように思ひます。

○議長（古館繁夫君） 先ほどの答弁、民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 先ほどは失礼いたしました。

未使用分ということでございますけれども、1回目が159件でございます。それで途中、転出入等でございますので一概には言えませんけれども、早く産まれる方でございます。そこで12回目を受ける方で産まれて29件未使用、それから13回目を受ける方が96件で未使用が63件あります。それから14回目、さらに47件の受診でございます

ので112件が未使用という考え方でおります。

それで、金額にいたしまして60万1,800円が未使用ということでございます。

○議長（古館繁夫君） 以上で、3番中嶋すみ江さんの一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

再開を1時15分といたします。

午後 0時08分 休憩

午後 1時14分 再開

○議長（古館繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告順より発言を許します。

4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君）〔登壇〕

さきに通告しております、町民会館の耐震改修計画の見通しについて質問させていただきたいと思ひます。

この質問につきましては、3月の定例議会において質問させていただいているところでございますけれども、現施設の課題や利用ニーズを考慮して改修計画を検討し、早急に計画の方向性をまとめたいたとの答弁でありました。これまでの全町的な検討状況と改修計画の方向性が決定されたかをお伺いいたします。

公共施設の中でも町民の利用頻度の高い施設であります。特にエレベーター設置は相当以前からは極めて優先度の高い町民要望であり、早急の計画策定、事業推進が必要と考えますが、多くの行政課題がある中で町長は優先順位をどのように考えられておられますか。

よろしくお願ひいたします。

○議長（古館繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 上杉議員の質問にお答えをいたしたいと思ひます。

町民会館耐震改修について、耐震改修計画の見通しについてであります。かねてより総務部所管により町民会館の耐震診断の結果

を受けて対応を検討してまいりましたが、本年度から教育委員会が町民会館を所管することになったことから、改めて教育委員会において内部協議を進めてきておりますが、具体的な方向性を決定するまでには至っておりません。

上杉議員御指摘のとおり、町民会館にはエレベーターの設置やバリアフリー化がされておらず、利用される多くの皆様に御迷惑をおかけしていることは承知しております。

また、現施設は建築から44年が経過し、老朽化による破損や故障が頻繁に生じているところでもあり、さらに平成23年度に耐震診断を実施した結果、耐震化が必要と診断されました。

このことを踏まえ、耐震改修あるいは改築のいずれかを選択しなければならないと考えておりますが、老朽化を考えると将来に向けて利用する施設としては耐震改修だけで問題は解決しないことから、全面改築を視野に入れて検討しているところであります。

事業実施に当たっては、現施設の課題や利用者ニーズ、「びほーる」との効果的運用、避難所としての整備充実を図ることが重要と考えておりますが、その実現には多額の財源を要することから、現在、財源確保について種々模索している状況であります。

なお、整備の方向性につきましては、年内をめどに一定の結論を出すこととして関係部局を含めて全町的協議を取り進めてまいりたいと考えております。

また、施策の優先度の判断に当たっては、第5期美幌町総合計画を母体として、中でも町民の皆さんの日々の生活の中で最も重要な要素である行政サービスの安定的、かつ継続的な提供、すなわち「安全、安心な環境を提供していく」施策・事業及びマニフェストの実行を優先に捉ええた上で、総合的に判断しておりますが、町民会館の改修につきましては「安全、安心な環境を提供していく」観点、さらには避難所として指定されていることから優先度は高いと認識をいたしており

ます。

以上、御答弁を申し上げます。よろしくお願いをいたしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） それでは、再質問をさせていただきたいと思っております。

私は3月定例会の質問で、この耐震改修の中で新たな施設建設も一つの検討策だというふうにと町長のほうから答弁をいただいております。

今回いただいた答弁では、耐震改修、あるいは改築のいずれかが選択肢で、全面改築を視野にしているとのことでございます。44年経過した老朽化施設に耐震改修で多額の費用を投じて、どの程度の期間、耐用年数が延びるのかは定かではありませんが、現施設に不足する機能を充実させての全面改築が適切な判断であると私も同感であります。

全面改築の可能性が濃厚と考えてもよろしいでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 耐震改修ということになれば、耐震に対する改修とあとはお話しがありましたように町民会館がユニバーサルデザインになっていないと、特にエレベーターの設置についてはないということで、あそこ今、3階建てでありますけれども、税の申告をしたり、あるいは文化祭の折りもびほーるでいろいろな芸能部門発表会をやったり、展示物については第2ホール、あるいはロビーを使ったりしているのですけれども、第2ホールまでなかなか行きにくいという話も聞いたりしております。

そういった意味で、耐震改修だけで果たして44年たった建物がこの先もっていくのか、またユニバーサルにしても果たして44年たった建物がこの先20年、30年、使えるかどうかということは極めて私も疑問に思っているところであります。

ただ、全面改修ということになると、多額な経費がかかることが予想されるということで、今、財源も含めていろいろな検討してい

るところでありますので、3月の定例回に一般質問いただいたときから、町の状況も変わってきているというのも私は認識しておりますし、これから先に向けてのことも考えると、やはり財源を含めて今年度中に方向を決めたいと、そんな思いでありますので、今、直ちに全面的にというようなことは、ただ状況判断としてはそういう状況判断で、私も同じような展開を持っているところではありません。

○議長（古舘繁夫君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 町長答弁のように、全面改築となれば相当、費用がかかるということは私も十分認識しますが、先ほども質問させていただいたように、44年経過した老朽建物に前のお話しでは耐震化だけでいわゆる9,000万円ほどかかると、補強するのに、そのほかに私が強く住民の声として質問させていただいているエレベーター設置が数千万、それだけでゆうに1億数千万、単純に考えましてもかかっています。

ですから、そういう調子で本当に町長の答弁にありますように30年もつのか、40年もつのかちょっと私も年数的にはわかりませんが、やはりやるとすればしっかりした計画づくりをして住民の要望に応じていくという意味では、ぜひそういう全面改築を視野にした内部検討というようなことを、この答弁からはそういうふうに私自身は強く感じるのですけれども、財源のこと含めて今年度中ということですから、なかなかお答えにくいのでしょうかけれども、現状の判断としてはやはり今の施設の補強よりは全面改修が好ましいというふうに町長は現状では考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 財源の話はさせていただきましたけれども、財源がなければ絵に描いた餅になりますので、今直ちにというわけにはいきませんが、ただ3月の定例回でお話しさせていただきました、一般質問していただきました。その後も実は会議所からの要

望も先日ちょっと伺いました。強く改築というようなことを要望された経過がございます。

ただ、方法としては耐震改修だけをやる、あるいは耐震改修とユニバーサル、いわゆるトイレ、エレベーター含めてバリアフリー化含めてユニバーサルデザインにする方法もあると思います。

それから、全面改築というふうになると、現施設があるところでのいいのか、どこか別なところがいいのかということ、いろいろ考えなければいけないことたくさん出てきておりますので、それらの方向性をまず出したいと、それはもう一つ大きな背中押すのはやはり財源だと思いますので、この辺しっかりと財源の道を探り、早急に今も当たっているのですけれども、これら広く財源をどこから調達できるようなことも情報として収集して、できれば今年中に判断をしたいという思いであります。

何か歯に何か挟まったような話をして申しわけないですけれども、多分、9,000万とおっしゃったのは当時の積算した概算だと思っておりますので、これが全面改築になるとやはり数億というふうな話になると思っておりますので、財源の見通しのない中でのお話しはちょっと今のところ差し控えさせていただきたいなと思っております。

思いはここに、1回目の答弁したとおりであります。

○議長（古舘繁夫君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 整備の方向性は年内に一定の結論を出すということで今まで、教育委員会に所管がえになりましたけれども、内部協議も重ねていると思います。

私もこれを質問したというのは、商工会議所の要望の中で町長が年内に方向性を示したいというようなことをお話ししていたというようなことから、やはりこの時期にという思いで質問させていただいたのですけれども、年内となると残り20日ほどしかありません。

それで、その方向性というのはいわゆる現施設を耐震改修、町長が言うにはユニバーサル化することも含めた部分での一つの現施設を利用する方法と、全面改築をすると、場所のことは別にして、そういう方向性というふうに受けとめてよろしいのでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 町民会館のあそこの機能をどうするかというのは、多分、今お話しさせていただいたし、議員からお話しがあったように三つぐらいしか考えられないのではないかなと思っております。

さらに、もうちょっと細分化すれば改築ということになれば、今の場所がいいのか、ほかの場所がいいのかというようなことを含めると選択肢としては四つ、もしくは何もしないというような方法もありますけれども、そうはならないと思っております。

それで、優先順位はどうかというお話で、私は優先順位が高いと認識しているということは、これは3月以降の状況も随分、町の中の状況も変わってきているというようなことも一つ具体的なお話しはなかなかしにくい部分ありますけれども、状況としては非常に変わってきているという状況も踏まえた中で、優先度は高くなってきていると、そして今、かなり高い状況にあるというような判断をさせていただいております。

○議長（古舘繁夫君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） その選択肢の中に現在地なのか別場所なのかということも、その方向性の中にあるということなのですけれども、私自身はその優先順位が高いというふうに町長も認識されている、そこは一緒でありまして、特に避難所に指定されている公共施設であるということから、既に耐震の診断が終わっている施設というのは町民会館以外にコミュニティーセンターだとかスポーツセンター、これから耐震をされるであろう、審査をするであろう東陽保育園とか老人憩いの家、そういったものがあるわけですがけれども、中でもやはりこの町民会館の利用頻度と

いうのは非常に高いということや、町長も十分認識されていますように、やはり高齢者の方が階段を上ったりすることが大変、苦痛に感じているということや、トイレも一部改修はさせていただいておりますけれども、まだまだ十分な改修になっておりませんし、あわせてびほ一るができました後、私も何回か足を運んでおりますけれども、実際にびほ一るを使う場合に第2ホール、第3ホール、和室などが控え室だとか着がえとか、そういった機能でさらなる充実を求められておりますので、そういう面ではいわゆる耐震をしなければならぬ施設の中で町民会館は第一順位であるというふうに町民に明確にお答えいただきたいと思いますが、町長、お考えはいかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 非常に優先順位は高いということで、その順番についてはこれをどうするかによってまた、その順番といえますか変わらと思うので、今、何番目というようなお話しはちょっとできませんけれども、いずれにしろ避難所になっているのもありますけれども、やはりびほ一るがあれだけの利用率、この前もちょっと確認したら80%を超える利用率ということで、全国的に見てもまれな施設だろうと思っております。

それと、機能的により利用度を上げる、利用しやすさを求めていくということになると、やはり優先順位は非常に高いのではないかなと思っておりますので、具体的に順番は我々これから向かっていく次の時代のいろいろな課題もありますので、今この場で何番目というようなお話しはできませんけれども、非常に優先度が高まってきているということだけは認識をしているところであります。

それで、具体的な方針を出そうという、ところまでたどり着いてきたというのが現状であります。

○議長（古舘繁夫君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 3月には優先順位のつけ方について、あるいは当然、住民がいろ

いろな公共施設を利用する中で、どういう順位づけで耐震改修がなされていくのかということについて関心事でもありますので、町民への好評の取り組みに関しても私は質問させていただきました。

その中で町長は診断結果が出た段階で一定の物差しを示す必要があるというふうにお答えいただいておりますけれども、そうなれば既に耐震調査をしている、先ほど申し上げた町民会館含む三つの施設、これから耐震改修するものもございますけれども、それらの施設の具体的な改修方法だとか、いわゆる時期だとか、順位、そういった物差しが公表というのを町長としてはいつごろまでになされる考え方でいらっしゃるのか、個別に単体で町民会館どうだこうだということよりは、耐震が必要な施設というのも明らかになっているわけですから、そういったものが既に終わったものについて、私は町民の皆さんにしっかりと町長のほうからそういう今、申し上げたような情報を公表していただくことで町民の皆さんも納得、安心ができるのではないかと思いますので、その辺の考え方についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 耐震診断ですね、既に旭小学校であるとか、町民会館、コミセン、ことしはスポーツセンター、これが一気にできれば一番いいのですけれども、なかなかそれも許さないという状況にありまして、旭小学校は耐震調査した結果、大丈夫だと、お墨つきいただきました。町民会館は不都合があるというようなことと、コミセンについては25年、今まさに発注してやろうということ、設計の発注を今しているというようなことで、一遍にやればいいのですけれども、なかなかそういう状況にもないということで、年次的にある程度やっていかなければいけないだろうと思っております。

その中で、優先順位をやはりつけないといけないと、それも一つの物差しとしては避難場所であるとか、そういうことも非常に重要

だと思えます。

それで、これは財源の話をするといろいろあるのですけれども、多分、美幌中学校が移転しない場合は、美幌中学校耐震診断したら大規模改修も終わっていて、かなり年数たっているもので、耐震診断極めて危ないというような状況だったのが耐震改修終わっている美幌高校、普通高校のほうを無償でいただけるということになったので、そういう面ではその必要性がなくなったというようなことで、財源の振りかえで考えるとちょっと気持ちは楽には、財源の部分でいうと楽になるのかなとは思っていますけれども、いずれにしろ年次的に耐震診断、耐震改修はやっていかなければいけないという中で、びほ一るに接続している町民会館は非常に優先順位としては高くなってきたなという思い、繰り返しになりますけれども、そういう思いであります。

○議長（古舘繁夫君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 先ほど町長の発言の中に3月以降、町の状況が変わってきていると、これは何を意味するのか私はよく理解できないわけですが、そういう状況の変化の中で町長の気持ちとしては今、お話しあった町民会館のいわゆる改修についてかなり踏み込んだ方向性や決断をして、いつになるかわかりませんが新年度予算を迎える時期でもありますので、一定の方向性が来年3月ぐらいまでに町としての方向性、事業着手とかそういったところはもちろん先になるのでしょうか、そういった見きわめで議会側にも説明するような腹を持たれているように私は感じているのですけれども、その辺、差し支えない範囲で先ほどの状況変化みたいな内容についてよければお聞かせいただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 我が町でこういう種類の建物、例えばやり直す、新しく建てるといことになると、財源のお話しですけれども、まず防衛施設の周辺整備事業というのがかなり高率の補助があるというようなこと

で、我が町にとっては有利なのですからけれども、ただなかなか今のメニューの中では厳しいという、この間もちょっと札幌の防衛局のほうに尋ねると、なかなか防衛予算の中でもそういった周辺整備のことでは難しいというような話もいただいておりますし、また今、我が町の地域指定については辺地しかございません。

それで、我々議員の皆さんにも御説明させていただいたと思いますけれども、何とか平成22年度の国調を使って過疎債が使えるようなことというように、これは議員提案で、議員立法のほうでやっているの、今の政府与党として、自民党として特別委員会をつくってどうしようかというように、実は検討されて3月までに、次の通常国会といますから、多分1月の通常国会に出るのだろうと思いますけれども、どういう要望というのは我々が主張した平成22年度の国勢調査の確定値を使ってくれと、それであれば17%の25年減少率を超える美幌町は19%というようにこの主張をずっと繰り返してきたので、その動向もちょっと加味して財源もそういうものがもしくは可能になってくれば、財源としての道も開かれていくのかなと思っていますし、全額起債というわけにもいかないと思いますので、使うとしたら公共施設整備基金か財調かというように話になると思いますので、その辺もちょっと見比べて、全体どれぐらいかかるかという話も町概算でも出して、その中での検討をしなければなかなか、よし行きましょうということまでいきませんけれども、今年度中に何とか結論というか、大きな柱だけ示せばなんと、そんな思いで今、取りかかっているところですので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 財源対策の一環でもいろいろ防衛省補助だとか努力されていることはわかりました。

それで、その状況変化というのは私が受け

とめたのは、いわゆる辺地のみから過疎指定、これは議員立法でやったことも十分承知しておりますので、そういった面では今、1月のそういう通常国会の中で新たに見直しとか、そういったことがされることによって有利な過疎債の適用とか、そういったことが実現できるとかなり可能性が高くなってくると、そういう意味での状況変化ということで、主にそういう財源対策がそういうものが整備されることによって、一歩前に踏み出せるというような部分で町長は捉えられているということで御理解していいですか。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 今の過疎指定は、財源の部分で言えばそうだとことでありますけれども、この町の中の状況はなかなか今、この場でお話しするのは極めて適切ではないと思いますけれども、状況の町の中の状況は非常に変わってきていると、宿泊施設含めて将来どうなっていくのだというような会議所のほうからのお話しも実はちょっと聞いていまして、そんなことも含めて極めて状況が変わってきているというような捉え方を今しておりますので、これまでお話しできるのは、できるという今、状況ではありませんので、ただそういうふうな状況変わってきているということだけお話しさせていただいて、勘弁いただきたいなとそのように思っております。

ただ、ただし、これは今も変わりつつあるし、将来もうちょっと変わっていくだろうというような判断も実はしています。

○議長（古舘繁夫君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） いろいろな状況変化というのを踏み込んで、町長が今、答えられない部分はそこはそこで、これ以上、再質問しても難しいかと思うのですけれども、先ほどのいろいろな選択肢の中に今回、12月中に一定の方向性という中には先ほど言った全面的なものを、現施設を利用することのほかにも、もう一つ非常に関心事である現在地のなか、ほかに移転して全面改築するのとか、そ

ういう選択肢も含めて年内に町長自身は方向性を出すというふうに受けとめてよろしいでしょうか。

○議長（古館繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 全面改築するということになると、今の場所かどこかというようなことが当然、出てくると思います。

ただ、今、びほ一るができて、それであそこだけ切り離して果たして機能していくかということも考えていかなければいけないと思いますので、これはもうまだ全面改築という答えが最終的には意志決定していませんので、どこでやるかということも含めて、それは早急に検討していきたいなと、そのように思っております。

別な場所ということで想定すると、やはり会議所あたりの要望にもありますけれども、中心市街地の中に何とか来れないだろうかというような、これはオープンになっている話なので、それはさせていただきたいと思えますけれども、そういうことも含めてやはり全面改築という例えば結論が出ました。そして、それはどこでやるのですかということも含めて検討していきたいと、そのように思っております。

○議長（古館繁夫君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 私、先ほど質問させていただいたように、びほ一る単体だけではやはり機能果たしていかないということで、今、古い町民会館の第2ホール、第3ホール、和室だとか、その他の施設含めた機能と相まってびほ一るが有効に生かされるという意味で考えていきますと、私は全面的な改築することについては先ほど同感だとお話を申し上げましたけれども、それでは別の場所に移転して、びほ一るだけ残すようなことが本当に町民が望んでいることだろうか考えると、それは否と言わざるを得ません。

そういった意味では、やはりしっかりとその辺の年内に方向性出すのだとすれば、方向性出てそれが結論だということではなくて、私はやはり行政がいろいろ気づかない、あの

施設に対するいろいろな課題だとか、あるいは町民要望、そういったものをしっかり受けとめながら方向性出たとしても具体的な事業計画を立てていくまでの間、そういうヒアリング等をしていかないと大変な結果になってくると思いますので、ぜひそういった面では現在の町民会館の機能を基本的にはあそこに残すべきだというふうに考えておりますので、その辺について町長、検討の中で別の場所ということも検討の選択肢であるということでしたけれども、そこは現状ではやはり機能を残さざるを得ないという認識に立たれているというふうに受けとめてよろしいでしょうか。

○議長（古館繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） それも含めて早急に結論出していきたいと思っております。

それで、町民の皆さんの要望というようなことあるのですけれども、実は町民の皆さん2,000名に対して満足度調査、実はさせていただきました。回答が48%ぐらいという、かなり高い回答だったのですが、そのうち書き込みのところの件数がかなり多くて850、ちょっと今、正確な数字はあれですけども、たしかそれぐらいの書き込みがありました。相当、住民の皆さんの関心度が高いなというふうに思っていますけれども、その中で町民会館、びほ一るに対する記述って本当に少なかったのです。それは、我々の見方からするとびほ一るができたので、その利用しやすさ、そういうようなことである程度の御理解をいただいているのかなというように思いますが、ただ現実問題として我々もいろいろな町民会館に来られる方の声も聞いておりますので、その中ではやはり先ほど議員おっしゃったようなこと、そのことは私も認識しておりますので、857件ですね、自由記載が、その中で余り多くはなかったということなので、住民の皆さんにお話しできる時期がいつがいいのかということも含めて、とりあえず我々の腹構え、しっかりと年内に決めていきたいと、そんなふうに

思っております。

○議長（古舘繁夫君） 4番上杉晃央さん。  
○4番（上杉晃央君） 年内に方向性示されるということですから、その煮詰めた結果を我々もしっかりとどこかで説明を受ける機会を設けてほしいと思うのですけれども、今話したように満足度調査に書かれていないから、それでは古い町民会館が皆さん満足しているということではなくて、びほ一には満足していても、そこに横にある町民会館が非常に使い勝手悪いというのは、これは多くの町民の意見としても私、聞いておりますので、特にやはり方向性を出した後に具体的な事業計画を立てる段階で多くの町民の意見に基本的に耳を傾けるというようなことを協議しながら、当然、町でつくった自治基本条例の中で示されているように、まちづくりの主人公は町民ですということがありますので、そういった面では今後やはり具体化していくに当たってぜひ町民の声をやはりしっかり聞く、そして計画の中に肉づけしていくというような観点で判断をしていただきたいと思います。

その辺、今は方向性ですから、まだ計画にはなかなか具体化してこないと思いますけれども、方向性出されたときは改めて議会側のほうに、そういう考え方について私は所管している立場でもありますので、町長のほうからそういう考え方について当然、説明があるのではないかと、新聞に載って知ったのですけれども、まさかそこまで私も進んでいるとは思っていませんでした。そういった面で、12月、年内に出される方向性についての説明をしっかりしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） もちろん、大筋決まれば議会含めてお知らせをしていきたいなと思っています。

あともう一つ、平成13年に実は町民会館にエレベーターをつけるという予算を町側から提案した時期がありました。そのときに反

対討論、賛成討論もして、いろいろな議会の中で論議いただいた結果、修正というようなことでエレベーターがだめになったという経過があるのですけれども、それからもう12年もたっていますので、さらに老朽化が進んでいるというようなことなので、そういうことを考えるとなかなかエレベーターだとか、バリアフリーだけで済むのかなというようなことは思いとしてはちょっとありますので、議会でもそういう論議された経過はあるということなので、その辺、御理解をいただければとそうように思います。

○議長（古舘繁夫君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 思いとして強くあるということですから、私が受けとめるに、やはり部分的な改修だけではなくて、やはり全面的な方向で考えられているのではないのかなと私流に勝手に解釈をしたいと思います。

エレベーターの問題というのは本当に私も議員になって多くの町民の皆さんからいろいろな機会にお話し聞く中でいつも出てきております。特に高齢者の皆さんは、財源問題があるといっても余り長く待てないよということも、多くの高齢者の方が訴えておりますので、そういった事情も十二分に賢察いただきながら、いい形で年内に方向性が示されて、そして具体的なそれを実施するための財源手当だとか、そういったものをしっかり見きわめながら、できるだけ早い時期にこの町民会館の全面改修が着手できるように強く求めて、私の一般質問を終わらせていただきます。最後に町長のお考え方を。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 今、御質問いただいたこと、しっかり受けとめてやっていきたいと思っています。

それで、財源のお話しもありましたけれども、地域指定がないということでお話しさせていただきましたけれども、自民党のプロジェクトチームでは一定の方向が出たということで、インターネットでも既に公表されていますけれども、22年使うというようなこ



とで、1月の通常国会には提案していくというようにお話もありました。

その中で、新たにふえるのは2カ所というようにことを言っていますけれども、その中に美幌が入るかどうかが、具体的な記述がまだないので、何とも言えないというところがありますけれども、我々は物すごい期待をして待っておりますので、そうなればまた財源措置ができれば、今おっしゃったようなことを含めて非常に使い勝手の悪い施設になってしまったと、経年的になってしまったという解消の道はスピードアップされるのかなと思っておりますので、今後とも方針の決めて、機会があれば皆さんにお知らせするような手だてをしっかりと考えていきたく、そのように思っております。どうぞよろしく願います。

○議長（古館繁夫君） 以上で、4番上杉晃央さんの一般質問を終わります。

暫時休憩をします。

再開は、2時5分。

午後 1時53分 休憩

午後 2時04分 再開

○議長（古館繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告順により、発言を許します。

8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君）〔登壇〕 私は、さきに通告いたしました、2点、3項目について質問いたします。

1点目、共同墓の設置についてです。

合同納骨塚設置の考えは、「お墓は長男が代々継承すべきもの」と考えて来られましたが、少子化や未婚率、離婚率の増加、「家族」の多様化が加速する社会で、墓守がないという悩みはますます切実なものになりつつあります。

北見市では、平成25年4月より北見ヶ丘霊園合同納骨塚の受け付けを開始し、10月末現在、埋葬体数76体とのことです。

また、網走市でも汐見墓園に合葬墓を設置しています。子供世帯の厳しい経済状況を考え、余計な負担をかけたくないと考えている方も多く、美幌町でも合同納骨塚の必要性があるのではないかと考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

2点目といたしまして、教育行政についてです。

教育行政の1点目、「いじめ防止対策推進法」後のいじめ防止対策についてです。

平成25年9月28日から、「いじめ防止対策推進法」が施行されました。この法律では、いじめ防止を学校での道徳教育や家庭での規範意識の強化を求め、いじめが発生した場合には、いじめられた子への支援、いじめた子への指導のほか、校長、教員に対して懲戒権の行使を求め、教育委員会に対しては出席停止、さらに犯罪と見なされるいじめについては警察への通報と連携を求めています。

その一方で、この法律がそのまま現場におろされれば、教職員、子供、保護者など、教育当事者間の信頼関係を損なう恐れがあると懸念されてもいます。

いじめ問題に対しては既に取り組みされていることは認識しているところですが、いじめ防止対策推進法が施行されたことによって、今後、教育委員会としてはどのようなことが求められるのか、いじめ防止対策をどのように推進するのかをお聞かせください。

また、平成25年度のいじめの件数などがわかればお知らせください。

教育行政についての2点目、小・中学生へのスマートフォン教育についてです。

数年前は子供と携帯電話が問題となりましたが、ここ二、三年はスマートフォンを持つ小・中学生が増加し、特に昨年あたりから急増しています。無料通話アプリで利用者同士による通話やメッセージのやり取りや、写真、動画の送受信ができ、無料通話アプリを使って夜通しで友達とメッセージのやり取りをし、生活や学業に支障を来す「依存症」と診断され、通院治療を受けなければならない

い子供も出て、社会問題となっています。

親や学校でも注意はしているのですが、教育委員会としても何らかの指導が必要ではないかと考えます。

長野県教育委員会は、本年2月に無料通話アプリのトラブル事例や安全に利用するためのポイントをまとめ、県内の小中学校、高校に配付してアプリの設定によっては知らない人からメッセージが送られてくる可能性があるなどとの注意点も上げ、保護者にも周知を促すなどの取り組みが報道されています。

小・中学生のスマートフォン使用について、町内では問題はないのでしょうか、また今後、教育委員会としての対策など、考えがあればお聞かせください。

以上、3点、よろしくお願いたします。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 岡本議員の質問にお答えをいたしたいと思います。

共同墓の設置について、「合同納骨塚設置の考えは」についてであります。社会では核家族化による親子・兄弟関係が希薄となり、無縁社会が進行し、先祖代々のお墓を守っていくという、これまでの一般的な考え方だけではなく、供養、葬儀の形式についても多様化してきているものと考えております。

町内に設置しております霊園では、総区画数2,795区画中、残区間数が63区画となっております。残区間数の推移状況により、美幌霊園の造成も考慮しております。

北見市では、北見自治区内の霊園の造設は土地の形状、埋蔵文化財の関係から新たな墓域を造成するのが困難な状況にあり、「合同納骨堂」の設置に至ったと伺っております。

いずれにいたしましても、町民ニーズや町内霊園の残区画の推移を見きわめ、町内にあります宗教法人が管理運営しております施設の状況についても実情を把握するなど、関係者各位との十分な協議を行う中で、宗教感情にも配慮しつつ、調査研究をしてまいりたいと考えております。

以上、御答弁をさせていただきました。よろしくお願をいたしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 教育長。

○教育長（平野浩司君）〔登壇〕 岡本議員の御質問に答弁させていただきます。

初めに、「いじめ防止対策推進法」の後のいじめ防止対策についてであります。本年6月に交付された「いじめ防止対策推進法」では、国を初めとする関係者の責務が規定されていますが、地方公共団体には国が定めるいじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じた基本的な方針、地域いじめ防止基本方針の策定に努めるよう求めています。

道教委は、いじめの根絶に向けた社会全体の気運を高めるとともに学校、家庭、地域、行政がそれぞれの役割を果たすことが重要であることの認識のもと、（仮称）北海道子供いじめ防止に関する条例の制定に向けた作業を進めており、年度内の制定を目指しています。

教育委員会といたしましては、「いじめ」が社会問題となっている今、実行あるいじめ防止対策に取り組むべきと理解しており、道教委が制定を目指す条例が制定した後、条例との整合性を図りながら、地域いじめ防止基本方針の策定に向けた作業を進めてまいりたいと考えております。

御質問の平成25年度のいじめ件数につきましては、各学校におけるアンケート調査の結果、4月以降に「いじめ」を受けたことがあると訴えた件数は、小学校で156件、中学校で16件となっております。

その内訳につきましては、「無視された」、「悪口を言われた」、「いたずらされた」等の内容であり、担任の日ごろの見取りや指導に基づく判断に加え、生徒指導部を中心に学校全体で適正に対処したところ、痛ましい事案の発生のおそれのあるいじめと認知すべき事案については該当しないとの判断にいたっております。

「いじめ」は、人間として絶対に許されない行為ですが、いつでも、どこでもあり得る

こともまた事実です。いじめ問題への対応は学校教育委員会における最重要課題の一つであり、組織的な対応が求められています。いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処を常に念頭に置きながら、子供の豊かな心を育む道德教育の充実を図るとともに、関係者が一体となつての取り組みを推進してまいります。

次に、小中学生のスマートフォン教育についてであります。インターネット利用者数は年々増加傾向にあります。その一方でインターネットへの依存による健康面等への影響も指摘されています。

厚生労働省が本年8月に実施した調査では、中学生のネット依存率は6%と大人の2%を大きく上回る状況にあり、その要因としてスマートフォンの急速な普及が上げられています。

町内の児童生徒のスマートフォンの利用状況を把握しておりませんが、ことし4月の全国学習状況調査によると、小学6年生の約4割、中学生の約7割が携帯電話を利用していることの結果が出ています。

各学校においては、情報教育を推進する観点から、道教委が作成したリーフレットを配付するほか、学級活動で携帯電話（スマートフォン）の正しい利用方法とネットの危険性を指導する一方で、学校通信やPTA研修会を通じて保護者への意識啓発、ルールづくりを呼びかけるなど、各家庭の理解と協力を求めています。

また、教育委員会では昨年、ネット社会に精通された方を講師に招いて「ネットトラブルの現状と未然防止に向けた課題」と題した講演会を開催するなど、生徒指導を行う上で役立つ情報の学校現場への発信に努めているところです。

保護者が携帯電話やスマートフォンの利用ルールを決めていると考えていても、子供は必ずしもルールとして認識していないケースもあります。利用時間を区切る、充電は居間で行う、親のお金を使っていることを意識さ

せるなど、町広報紙で家庭におけるルールづくりを働きかけるとともに、学校においてはスマートフォンを含めた情報機器を利用する際のモラルを身につけさせるなど、情報教育の充実に図ってまいります。

以上、御答弁させていただきましたので、よろしく願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） それでは、合同納骨塚のほうから再質問をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

答弁では、北見市の経過は新たな霊園の造成が困難な状況になったので、合同納骨塚の設置に至ったような答弁でございましたが、網走市でも25年10月1日に共同墓の取り組みがされていますが、12月9日現在、網走市は生前予約が98件、焼骨の埋蔵は23件の合計123件ということでした。

答弁では、町民ニーズや町内の霊園の残区画の推移を見きわめつつのことですが、どのくらいの数がはっきりここで明言することはできませんが、ニーズは私はあるというふうに考えています。

日本人としてやはり先祖が亡くなると今までは仏壇を買い、納骨堂を買い、お墓を建てて先祖を供養してまいりましたけれども、私たちの時代は兄弟が5人、6人といいて、長兄が亡くなっても次兄が後を継ぐ、墓守をするというふうな、そういうことをやってきたけれども、もう今は自分たちの子供は2人か3人、または子供のいない人もいます。

しかも、その子供たちが遠くに就職して、その子供のついの住みかは美幌でなくなるケースも多くあると思います。自分たちのまでは、私たちの世代はですね、自分たちまでは何とか墓守をしてきたけれども、自分の行く末を何とか決着をつけていきたいというふうに今、ここ自分のエンディングの仕方がというのが結構、本とかいろいろなものが出ています。

そういうふうに団塊の世代、またはそれ以

上の世代がそういうことを考える方が多くなってきているのではないかなというふうに思っています。

お墓を持つことも、もちろん納骨堂を買うことも、もちろんそれはその人の自由なのですけれども、その最後の選択肢の一つということで北見市でも網走市でも、ある一定の供用開始から本当1カ月ぐらいで、こういう予約がこれだけ入っているということは、やはりその選択肢の一つとして合同納骨塚の考えがあるのではないかなというふうに考えますけれども、その辺のところ町長もう一度、答弁いただければ。

○議長（古館繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 今おっしゃったように、我々の日本人の美風である先祖を敬い、自然に対する敬愛だとか、いろいろな美風があるわけですが、もともとやはり先祖代々のお墓を守るといのは子供の義務と我々の時代はそうやって受けとめてきているのですけれども、ただ現実問題としては多くなることは想定はできますけれども、直ちに今、合同納骨塚の設置ということにはならないだろうとっております。

美幌町の霊園等の条例の中で、我々の受け持ちする守備範囲の中には、全く無縁故者、全く身寄りも何もないという方、あるいは美幌を往来する方、旅行者の方で亡くなった方、行旅病死者、こういった方の焼骨、埋蔵については町長が別に定めるということでやっておりますので、全く無縁者はそういう形で我々がやると、縁ある方がたくさんいて、その方のことまでは今のところ、直ちにその状況ではないのではないかなという思いをしております。

北見のあの状況は墓園地帯が少なくなっているというようにも聞いております。我々のところはまだまだありますので、縁故者がいるところはしっかり、逆にそれを拍車をかけることになりかねないと思いますので、我々が先祖に敬意を持ったりすることを捨てていくということに拍車をかけることに

は、私個人としてはならないのではないかと、そんなふうに思っておりますので合同納骨塚の設置は今、直ちにという考え方ではないのではないかと、そのように受けとめております。

○議長（古館繁夫君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 町長の考え方もわかりますし、行旅病死者ですか、無縁仏というのがあって、あそこにたしか寄附をいただいで何年か前に新しくしたという経緯があります。そういう全くの無縁とは全く、それは私はちょっと考え方が違うかなと思います。

そして、先ほども申しましたけれども、お墓を買う、建てる方がいて、それはそれでまた十分つながっていける人は、それではいいというふうに思っていますし、これを行うことによって拍車をかけるという心配は余り私はないのではないかなと思いますけれども、ただ答弁で宗教感情にも配慮しつつ、調査研究をしていきたいとのことですが、私はこれは非常に重要なことだと思っております。

私は、ことはちょっとまだそこまでいっていないのですけれども、例えばお盆を過ぎてでも、草刈りや何かは町でやっていますけれども、お盆を過ぎてでも全くお参りのないお墓、それから見るからに墓を持っていても無縁墓に近くなっているような墓が美幌町にあるのではないかなということは今後やはり、それを調査していかなければならないのではないかなというふうに思っています。

子供が、遠くにいる子供に例えば仏壇を持ってもらう、それからお寺に納骨堂を買ってもらっても、やはり最後は美幌に眠りたいというか、美幌の土になりたいという希望も私はあるのではないかなというふうに思っています。

私たちの団塊の世代というのは、いろいろなことを変えてきている世代というふうに使われています。これがその団塊の世代が日本を悪くするという言葉を聞いたことがあるの

ですけれども、例えばお墓は長男が守ることという、そういうことを壊していくとすれば、これがその世の中に団塊の世代が新しい考えを吹き込んで、今までの永遠と続いた日本の風習を変えていくということが悪いと捉えられるのか、それとも高齢化社会で子供の、先ほどの第1回目の質問をしましたように非婚の子供たちの割合が高くなっている、離婚する子供たちがいる、子供も産まない人がいる、産まれても1人か2人と、そういう時代に即した新しい考え方でこれから、それをこの町に吹き込むということも自分たちの役割ではないかなというふうに考えています。

その埋葬の仕方もいろいろ、先ほど言ったように本や何かが出ていますけれども、今、これはちょっと新聞でさっと見ただけなのですけれども、年間8万人の遺骨が眠りの場所を変えているというタイトルで新聞に出ていました。私たちもその年代が老後、自分たちの住みかを多方面から考えているという、そういうことがこういうことになっているのではないかなと思いますので、今すぐここで答えのもちろん出ることはありませんけれども、美幌の管理しているお墓の状況とか、そういうことを十分、今後、検討していただきたいと思います。そのことについてはいかがでしょうか。

○議長（古館繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 団塊の世代が古い風習というか、壊してきたのではないかというけれども、僕はちょっと違うと思います。それは意見の違いだと思いますけれども、我々やはり家族、兄弟、そして先輩、先祖をやはり敬っていくというのが我々の日本人の一番美風とするところだったのだらうと僕は思いますので、ただ新しい風をこういうところで吹いていいのかどうかというの、私はちょっと疑問に思っているのですが、これは考え方の違いかもしれませんけれども、親御さんがいて、子供たちがいて、その位牌を、何というのでしょうか岡本さんの質問でいう

と厳しい経済状況で余計な負担をかけたくないというようなこともあるのかもしれませんが、そこはやはり僕は一踏ん張りしてほしいなと思います。

最近のケースで多いのは、子供さんが都会に出られていると、美幌に墓あるのになかなか来られないから、ここをお返しして都心部の永代供養に預ける、そしてそこでお参りするというケースが何件か届け出があると、返却の届け出があるというようなことも聞いておりますので、血のつながる方はそういうことを訴えてもなかなか難しいと思いますけれども、ぜひそういうものを守るためにも日本のいいところを学ぶ、そして引き継いでいくためにも今はそのときではないなというような思いであります。

○議長（古館繁夫君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 町長のおっしゃることもよくわかります。私が割り切った考えで先祖が余りどうでもいいとは思っていませんし、自分が生きて、このようなこと自体がやはり先祖があつてのことだというふうに思っていますから、ただやはりお骨の埋葬の仕方にはいろいろなやり方が出てきている、そしてそれは網走や北見に限ったことではないということで、先ほども言いましたようにきょうすぐ結論をとということではないですけれども、そういうその割り切った考え方とか、もちろん血縁とか、そういうことは非常に大切ですし、壊していこうとはもうゆめゆめ考えてはいません。

けれども、これだけいろいろ調べてみるといっぱい出てきますので、研究も必要かなというふうに思っています。お墓がやはり朽ち果ててという、そういうところのほうが余計悲しいのではないかなと思いますし、合同納骨塚を町が1年に1回は供養するとか、そういうところもありますので、今後、きょうはこの質問で終わらせていただきたいと思っておりますけれども、今後、ぜひ調査していただきたいと思っております。

次の質問に入らせていただきます。次は、いじめ防止対策について入ってまいりたいと思います。

答弁では、教育委員会としては（仮称）北海道子供のいじめ防止に関する条例が年度内にできるので、その後、その条例との整合性を図りながら地域いじめ防止基本方針の政策策定の作業を進めるとのことなのですが、実行あるいじめ防止対策を考えているとのことなのですが、私はいじめに関してはいつも非常に興味を持って報道を注視しているところです。

いじめの問題はますます難しなっているなというふうに考えています。それは、先ほどの例えば通信機器の使い方とか、いじめをした、ことしたしかあったと思うのですが、いじめをしたと考えられる子供に先生が注意すると、その子が事件を起こすなど、その関係者にとっては非常に難しい時代になっているというふうに感じています。

いじめを受けた子の痛ましい事件で見聞きするたびに、どして誰かに相談できなかつたのかなというふうに誰もが考えると思いますけれども、いじめの解決の第一歩はいじめの発見だと私は考えます。

しかし、いじめられる子にとってはサインを出しにくい、一番身近な家族がなぜ発見できないのか、家族に心配をかけたくない、そして家族の中だけでも自分のプライドを保ちたい心理が働き、家族にもSOSを出せないなど、いじめ発見は難しい、私はいじめられているということを声を上げることができることが一番の解決策だと思いますし、その環境づくりが大切だというふうに考えています。

その辺で教育長、何か感じるところがあればお話を聞かせていただきたいと思えます。

○議長（古舘繁夫君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） いじめの防止対策の推進法ができたということで、正直言うと私はそれで何か急激に変わっていくという

ような考えは持ってはいないです。本当に今までやってきたことを本当に今以上にやはりいろいろ目配り、気配りをしてやることだというふうに思っているのです。

ですから、たまたま法律ができた背景として、言うなら重大な事案というか、本当に犯罪行為みたいな部分が、こういう言い方をしたらちょっと問題あるかもしれませんが、一部の学校なり、教育委員会である意味では見過ごしてきたというか、ある意味では隠していたかもしれません。それをきちんとしなければいけないというのが今回の経過で、私どもとしてはやはりきちんと今までやってきたこと、言うならばいじめに関しては今、議員がおっしゃったように早期発見、早期対応というか、一番いいのはいじめの未然防止の部分のところまでいけばいいですけれども、そういうことをきちんともうやるしかないのかなというふうに思っております。

非常に難しいという部分では、今、お話しいただいたとおり、私もそういう認識ではあります。ただ、そうは言われてられないので、これだけ子供の数が少なくなってきた、それぞれの子の個性を生かしてきちんと育てていかないと、もう地域社会が成り立たないということを考えるならば、何らかの方法を皆さんとやはり協力して進めていかなければいけないのかなというふうには思っております。

○議長（古舘繁夫君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） ありがとうございます。

法律、そうですね、私も、深刻な事案なものですから、すごくその法律が深刻で、これによって何か返って悪くなるのではないかなとか、そういう心配をしていたところです。

それと、道の条例の成立後、やはり地域に即した道との整合性を図った地域に即したいじめの防止、基本方針を策定するということでしたので、その点に対しても期待するところです。

全国的な深刻な事案がないとしても、やは

り地域には小さいながらもいじめがあるわけですから、やはり地域に即したものを美幌の教育委員会で、美幌の子供たちのことを考えたものを策定していただきたいというふうに思っています。

そのためには、やはり今まで教育相談なんかいろいろやっていますので、いじめられた子にそのときどうしてほしかったかとか、策定前に地域の声をいろいろ聞いていただきたい、どうしても教育関係者という決まり切ったと言ったら語弊がありますが、そういう方が集まっていますいろいろな考えたり何かするのでしょうけれども、いじめられた経験のある保護者とか、教育相談に来る、あそこもやはりいじめられた子が来るというのも私も実際に経験していますので、そういう子たちにどうしてほしかったかというふうな声を拾って、そしてもちろん人を傷つけてはいけないとか、そういういじめが最初に生まれなような、もちろん教育も必要ですが、どうしても子供たちのことですから、そうばかりも言えませんし、もちろん大人の社会の中でもいじめはありますけれども、今度、策定する美幌版というのですか、そういうものには非常に期待したいところです。

それと、そのときにやはり地域の協力も必要だろうと、今、子供に不審者ということで、子供に声をかけるということは非常にはばかれる一面がありますけれども、美幌は110番の家とか、地域に子育てを協力していただいているという過去があります。

その110番の家のシールも大分ちょっと色あせてきたなというふうに思っていますけれども、地域の、特に女性たちが子供に、私なんかはよく冬なんか、もうちょっとしたら寒くなるから早く帰ったほうがいいよとか声かけたりするので、そういう声かけ運動とか、私が考えているのは交通事故ゼロ宣言のようにいじめは美幌からなくすよという、そういう宣言ができる町になればいいなというふうに思っています。

何かお考えがあればお聞かせいただきたい

と思います。

○議長（古舘繁夫君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 最初に美幌町のいじめの基本方針を道の条例なり、それから北海道が方針を定めた中でつくるということで答弁しております。

その中で、いろいろな部分の意見を聞くよという部分では、そのとおりのいろいろな意見を聞く努力はしていきたいというふうに思っております。

その中で配慮すべき人もいるのかなという部分はあるのです。なかなかいじめを受けた、言うならば保護者とか、その関係者が本当に聞けるかどうかというのは、ちょっとこの辺はすごい配慮しなければ、やはりある意味では今までの話を聞く限りでは早く忘れたいとか、そういう思いもある、その辺はやはりすごく気を使わなければいけないのかなというふうに思っております。

なかなか少しでも孤立化しないためにも、本当に美幌なんかは非常に皆さん地域の方々が声をかけてくれたり、そういう意味では非常に環境はいい、でも一つ間違えば何かやはりそのかけ方によっては不審な人に声かけられたよという意味では今、皆さん私はつけていませんけれども、見回り隊のバッチをつけるとか、そういう部分の中の差別化をきちんとさせていただいて、その辺はやはり子供たちとか、それから保護者の方々に徹底を図ってすみ分けをして、やはりきちんと見守る部分は見守っていききたいなというふうに思っております。

先ほど、最後の部分でいじめをゼロに宣言みたいなのは、なかなかこれはちょっと私は今の中では、ああそうですねと、なかなか言えない部分があります。本当に、ある意味では大人の人たちの部分では、本当にそういう行為というのは犯罪というか、もうこれはただ本当に学校でそういうことが行われる部分が、いじめという部分、こういう言い方もちょっと誤解されたら困るのですが、いじめということで何かうまく甘くしていたのでは

ないのかなという気はすること、感じることはあるのです。

ですけれども、やはりその辺はきちんと今回、法律ができて、それぞれつくった中で、やはりこういうことに対しては毅然とやはり対応しますよとか、これは絶対やってはいけないことですよということをきちっと明確にされたのかなというふうに思っております。

そういう意味では、きちんとこの法律のいい部分をきちんと学校、それから地域社会の中できちんと当てはめていければいいのかなというふうに思っています。

○議長（古舘繁夫君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 答弁いただきましたけれども、そのいじめという中で甘くしていたのではないかという、そういう文言も私は非常に美幌の事例ではないですけれども、これはやはり犯罪だなというふうに思って、どうしてそれをただいじめとしてくくったのだらうというふうに感じるどころが往々にしてあります。

それが、教育委員会の問題だったり、いろいろな問題に今、発展していっている芽の一つなのだろうなというふうに思っています。

でも、例えばいじめを受けた子の、先ほど答弁の中で関係者への配慮は必要だと、もちろんそれは自分でもわかっていますし、いじめを乗り越えたとしても、それはやはり一生ついて回るというか、心の中に引っかかっている、そういうトラウマというのですか、自分は忘れたつもりでも一生傷に残っているということは、私も本当によく理解しているところです。

でも、そういう問題だからこそ真摯に取り組んでいただきたいというふうに思っていますし、答弁の中でもいじめ問題というのは教育委員会における最重要課題の一つだと、この言葉、本当に非常に私自身が重く受けとめたいと思っています。

今後、子供相手のことですし、大きなこれが解決策だということはないとは思いますが、

が、継続してずっと注視していただきたいというふうに思いますし、例えばやはり学校の中には先生となかなかうまくいかない子もいますから、そういう子がやはり一時、最初に私がいじめ問題を取り組んだときそうだったのですけれども、文科省はたしか子供に手紙を出すようにしたことがありましたね、何か子供に黄色い手紙を持たせて、これを何かのときは出しなさいみたいな、そういうそこまでいかなくても、例えば教育長はいろいろなところで、いろいろなこととお話する機会があると思いますので、本当に困ったときはここへ手紙をとかという、そういうみたいなのも必要なというふうに思っています。

もし、何かありましたらお答えいただくか、ないですか。それではその最重要課題だということを実際に嬉しく受けとめて、このいじめ問題は終わらせていただきます。

次に、スマートフォンのほうに入ります。家の中で子供と話し合っただけでスマホを使うルールを決められれば一番いいのですが、何十人、または100人以上とつながっているときに自分だけそこに参加しないわけにはいかない、自分だけがそこに参加しなければ無視されるとか、取り残されるといふような不安があって、家の中のルールだけではだめだと、私はある意味、家庭はSOSを出しているのではないかなというふうに思っています。

そういうことを受けてといいますか、新聞報道なのですけれども、福岡県の生徒483人という学校で臨時総会で家庭教育宣言を発表して、ラインによるコミュニケーションを極力避けるとか、ラインの使用はリビングだけ、しかもその夜10時から朝6時までは機器を親に預けるとか、通信内容は親が確認できるようにするとか、目標を上げて全家庭の全生徒とその家庭に配ったと。それは、9月にそのラインについての全校調査を実施した結果、ラインができる機器を持つ子は約6割、6時から10時までラインをする生徒は25%、10時以降も7%いる、ラインで友



達や自分の悪口をよく見かける、たまに見かけると答えた生徒は18%いたと、この調査の結果を受けて保護者からこれは何か対策をしなければならないということで家庭教育宣言につながったとのこと。

また、鹿児島市、これは生徒221人ぐらいの学校なのですけれども、これも利用状況の調査をし、そのラインのチャットなどで1日100件以上メッセージのやり取りをしている生徒が15%もいる。PTAは7月にスマホ、携帯、パソコンの利用について、先ほどと同じなのですけれども、時間を区切る、午後9時から午前8時までは使わない、それから各家庭でルールをつくるとか、保護者が利用状況を確認するというふうな取り組みを呼びかけているということです。

町内でも現状の把握は必要ではないかなというふうに感じています。答弁では、昨年ネット社会に精通された講師の方を講演に招いて開催したとのことなのですけれども、今後、その生徒指導に行う上で役立つ情報、学校現場に発信していくということなのですけれども、私は今、小中学生というふうに出しましたけれども、もしこういう発信をするのであれば、私は高校生にまで広げていっていただきたいなというふうに思っています。

その高校生に対してとか、それから町内で使用状況の把握ということについて、教育長、何かお答えがあればいただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 携帯電話、スマートフォンの使用に関して、そういうトラブルをどう減らすかというか、先ほどの前段の質問にもありましたけれども、いじめにもつながっていったり、非常に何が有効かというのはなかなか言い切れないのが実態であります。

本当にこのごろ思うところは、やはり子供たちだけでなく、それに付随している親もということは、もう皆さん常に携帯端末というか、スマートフォン等を持って動いている

ということなのです。それはもう、子供たちよりも本当に親、食事をしながら本当に親は携帯をいじっているし、その横で子供が本当に食事をするのかいというぐらいのような状況であります。

今、紹介いただいた事例というのは本当にやはりそこまでいかないとだめでないかなということは考えていたのです。ですから、本当に今のは非常に学校自体がそういうデータをとって、学校の中の動きの中でどうしましょうという部分があったときに、もしみんなでやれるとするならば、本当に皆さんで例えば食事のときには使うのはやめましょうとか、そういうようなことを運動展開をやはり住民の皆さんとやっていかないとだめかもしれないというような気が正直な今の気持ちです。

見守りの人たちが子供たちをどうやって安全にという話になったときに、例えばつい最近では同じような例でありますけれども、東京葛飾区なんかにおいては、その生活習慣向上の中で、たまたま昔、読書をさせるために、例えばノーテレビ、ノーゲームデイとか、そういうことをやった時期があるのです。それと同じことを今やろうとしているというか、これは22年からまたやり始めたのです。

本当に何かそれがたまたま本当にノー携帯電話のスマートフォンとは言わないけれども、時間を決めてみんなでこれはやめましょうと、触るのはやめましょうということ何かしない限りはちょっと無理かなというような部分があります。本当に有効な手だてというのはない部分ではちょっと悲しいかなというふうに思っております。

○議長（古舘繁夫君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 教育長のおっしゃるとおりです。親も使っている、子供とか外食に行っても親も子供もそれぞれ使っているという、そういうのはやはりよく見ますし、自分も友達と話していて、話ているのに向こ

うはこうやって見ているという、ちょっと失礼だなと私なんかは思うのですけれども、それが当たり前になっているのですね、今。

そのつながり依存とか、それからうつむき族とかという言葉に造語ができて、今はみんなうつむいて歩いているということで、交通安全とか、または犯罪の被害者になるという確率も高くなるのです。皆さんこれは記憶に新しいと思いますけれども、あれは9月か10月だったと思うのですけれども、お祭り帰りの高校生が夜道でラインをしながら歩いていたと、そして犯罪に遭って殺されてしまったという事件がありました。そのときにやはり、もし11時ぐらいになって、あの子がラインをしないで走って家に帰れば殺されないで済んだのではないかなというふうに私はその事件を聞いてそう思いましたし、実際に新聞で犯罪者がどういふ人をねらうかというのがありまして、やはり携帯電話とかそういうものを持って、そっちのほうに気を取られているときは、やはりそういう人をねらうという、そういう犯罪者に警察が聞いた統計が出ていました。

そういう交通安全とか、犯罪の被害者にならないためにも、いつも使う場所とかをちゃんと考えて使わなければならないという教育は必要ではないかなというふうに思っています。

実際に、先ほど高校生までに広げていただきたいというのは携帯電話のときでしたけれども、携帯電話を使って友達関係が悪くなって退学するとか、そういう事件が何件か私知っていますので、やはり高校生といえどもまだまだ子供ですので、同じ美幌の子として何らかのもし指導をするのだったら、そこに高校生も含めていただきたいなというふうに考えます。

私の質問を終わらせていただきます。もし教育長、何か答弁ありましたらいただきたいと思っておりますけれども。

○議長（古館繁夫君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 本当にスマート

フォンのそういう教育という部分では難しい、これもただ難しいから何もしないというわけにはいかないという気は持っております。

ですから、やはり個々では対応できないだろうと、例えば自分たちだけがではやめましょうといっても、例えば本当にラインとかチャットやっていると何であいつは返事をくれないのだと、私を嫌いなのかと、それがそういう部分であるならば、やはり本当に地域とか、何かもうちょっと大きなエリアの中で、この時間はもう携帯なりスマートフォン使うのをやめましょうとか、そういう運動をできればいいなというふうに思っているのです。

それは、私ども教育委員会というか、行政側が旗揚げというよりも、やはりそう感じている人たちが本当に寄り集まって、その中に当然、私ども入るのですけれども、そういう中で例えば美幌は例えばこの日の何時から何時まではもう食事するときは一切切りますよとか、それからこうしますよといったときに、この時間帯に美幌の人間にやっただとしても返事は返ってこない、当たり前だよねと、そういうような運動になっていけばいいというふうに思っていて、ぜひそういう思いがある人たちが少しでもいるのであれば、1人でも2人でも集まって、そういうような運動になっていけばいいというふうに私は思っておりますので、御協力をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（古館繁夫君） 以上で、8番岡本美代子さんの一般質問を終わります。

暫時休憩をします。

再開は、3時15分といたします。

午後 3時00分 休憩

午後 3時14分 再開

○議長（古館繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告順より、発言を許します。

○議長（古舘繁夫君） 6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君）〔登壇〕 本日は、さきに通告しました一般質問、大きく4項目について質問させていただきます。

まず1点目、新年度予算についてであります。

まず、一つ目として町民との意見交換会の開催についてであります。新年度予算編成に向けて、町民との意見交換の場を開催することは必要と思われませんが、その手順についてお聞かせ願います。

また、行政評価の公表はいつの時点になるのかも御説明願いたい。

大きく2点目であります。総合計画及び中心市街地活性化基本計画についてであります。新年度予算編成に当たり、中心市街地活性化基本計画による事業の達成度及び未達事業の今後の計画についてお聞かせ願いたい。2016年から開始される第6期美幌町総合計画の策定について、策定委員会での協議開始の日程、会議体の形式や町民との意見交換の手順及び策定委員の選任等の基準等についてお聞かせ願いたい。

大きく2点目であります。人事評価制度についてであります。

まず1点目、人事評価制度についての取り組みの進捗状況と課題をお聞かせ願いたい、また現在の勤務成績の評定との違いを御説明願いたい。各部局のグループ制による職員ごとの人事評価についても、具体的に御説明願いたい。

二つ目でございます。総務省より人材育成基本方針作成指針が以前より公表されているが、美幌町の人材育成基本方針の策定状況についてお聞かせ願いたい。

大きく三つ目でございます。地方公営企業会計制度の改定についてであります。

美幌町病院事業会計についての質問としまして、美幌町病院事業会計について、一般企業会計への移行作業が行われているが、現会計基準から新制度への移行に伴い、資本金の算定がえによる一般会計からの繰入金

の、退職給付引当金の充当や償却資産の計上の変更と多くの勘定がえが発生すると思われませんが、現在までの移行作業の進捗についてお聞かせ願いたい。

算定がえにおける課題、難題があればお聞かせ願いたい。また、今後における資金仲達の有無とその対応と手順について説明願いたい。

二つ目、町民・議会への説明についてであります。予算書における期首の財務諸表が確定する段階において、町民、議会への説明が必要と思われませんが、その手順についてお聞かせ願います。

大きく四つ目でございます。農政についてであります。

現在、政府与党自民党は、農業政策の一部の変更等についての議論がなされ、報道等でもたびたび米についての課題が出ております。その中で、大きく二つの質問をしています。

1点目、減反調整についてであります。国の農業政策において減反調整が見込まれるが、美幌町の米生産の現状とその影響についてお聞かせを願いたい。

二つ目、美幌町としての米の生産維持についてであります。食の確保としての米の生産維持について、美幌町の考えについてお聞かせ願いたい。

以上、大きく四つ、8項目になりますので、てきぱきとした意見交換をしたいと思っておりますので、よろしく願います。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 松浦議員の質問にお答えを申し上げます。

初めに、新年度予算について町民との意見交換会の開催についてであります。予算編成については「会議を開いて御意見をいただく」手法だけでは、なかなか住民の皆さんの声は届いてこないことから、これまでも私だけでなく、各部局の職員が常日ごろから日々の業務や暮らしを通じて、町民の皆さんの声に耳を傾けて、その対話の中から町の課題や

ニーズを把握した上で施策や予算に反映させてきています。

今後も、これらの積み重ねに加えて11月11日に開催された「自治会連合会との行政の懇談会」、「単位自治会を初めとした各種団体からの要望や意見」、「車座・トーク」、さらには自治基本条例推進の一環として、平成23年度から行っております「まち育講座」、「まち育出前講座」など、町民の皆さんと直接対話できる機会を通じて具体的な町民の皆さんの声を集めながら、しっかりと住民要望を新年度予算に反映していくための努力を進めてまいります。

次に、行政評価の公表であります。平成24年度の行政評価は当初より試行としてして実施してまいりましたが、評価方法の検証を進める必要があることから、平成25年度も引き続き試行としたところであります。

このことから、自治基本条例第38条に基づく行政評価の情報の公開は、本格導入以降となりますが、速やかな実施に向けて取り組んでまいります。

なお、本年10月に18歳以上の住民の皆さんを対象に実施の住民満足度調査の結果につきましては、平成26年度予算編成に反映させるとともに、できるだけ速やかな公表に向けて準備を進めているところであります。

次に、総合計画中心市街地活性化基本計画についてであります。

本町における中心市街地活性化事業につきましては、「市街地の整備改善」と「商業等の活性化」を一体的に推進することを方針としている「美幌町中心市街地活性化基本計画」に基づき、推進を図っているところであります。

御質問の「事業の達成度」についてであります。基本計画において11項目掲げられている「市街地の整備改善のための事業」におきましては、「保健福祉総合センター建設事業」・「美幌郵便局建設事業」など、4事業が完了されており、「桜通改築事業」につきましては、町道部分について整備が完了、

「まちなみ環境整備事業」につきましては現在も継続実施されているところであります。

一方、「市街地再開発基本計画策定事業」は、事業を断念、さらに「国道39号歩道改築事業」・「新町3丁目通歩道改築事業」などの4事業につきましては、未達事業となっております。

また、10項目掲げられている「商業等の活性化」についてであります。ポイントカードシステムの事業、「空き店舗活用事業」などの4事業は継続実施されておりますが、残り6事業につきましては、途中で断念、あるいは一旦リセットした事業など、さまざまな背景により未達事業となっております。

「未達事業の今後の計画」についてであります。事業を推進するに当たりましては商工会議所を初めとした各団体との連携が必要不可欠であることから、今後におきましても関係機関及び各団体の皆様方と事業内容の精査などの協議を含め、事業の推進を図るとともに、国や道に関連する事業におきましては引き続き要望を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

続いて、第6期美幌町総合計画の策定についてであります。平成28年4月からのスタートに向け、今後、策定のためのスケジュールや町内の策定委員会やプロジェクトチームの体制、町民参加の方法について検討を進めるところであります。

第5期の総合計画策定時は、1年前の平成16年10月からスタートし、2,000名を対象とした町民アンケートの実施、素案作成のための町内のプロジェクトチーム会議と策定委員会を延べ69回、並行し25人に参加いただいた町民会議は延べ56回、総合計画審議会が延べ17回開催され、多くの町民の皆様の意見反映が行われたところであります。

第6期総合計画の策定に当たりましては、より町民の皆様の意見が反映できるよう策定

準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、人事評価制度について、人事評価制度の取り組みについてですが、人事評価制度については国家公務員においては能力・業績主義の人事管理の導入などを内容として、平成21年10月から人事評価が本格実施されております。

本町においては、平成16年度から管理職を対象に試行導入をしていましたが、本格導入には至らず、現在は実施しておりません。

地方公務員については、地方公務員法第40条において、勤務成績の評定の実施やその結果に基づく措置が義務づけられ、一人一人の能力や業績を評価することが重要となっております。

また、地方公共団体を分権型社会にふさわしい組織に変容させていくためには、組織の担い手である職員自身の意識改革と能力開発を効果的に推進する必要があると考えているところであります。

平成23年4月に施行された自治基本条例において、「職員の責務」が規定され公平、かつ適正に職務を遂行し、町民との信頼関係を構築するためにも、人事評価システムの導入は必要不可欠であると考えているところであります。

具体的には、職員の「業務目標」の難易度、達成度などに基づき評価する業績評価と評価期間内に発揮された能力や職務への取り組み姿勢、態度などを客観的な事実に基づき評価する「能力評価」の二本立ての評価とし、職務の業務を重視した目標管理型の人事評価として、平成26年度から全職員の試行導入を目指したいと考えており、人事評価制度の定着と本格導入を図ることが課題と認識しております。

美幌町職員人材育成基本方針につきましては、総合的な人材育成策をさまざまな手法と関連づけながら推進することを目的に平成13年7月に策定したところであります。

社会経済状況が大きく変化し、地方分権改革が進展する中、職員一人一人が組織の一員

としてさまざまな課題に対して的確に能力を発揮することが求められてきており、単独研修、外部委託研修、派遣研修などを計画的に実施しながら、人材育成に努めてきたところであります。

限られた人的資源と財源の中、職員が持っている力を最大限に発揮することが重要であり、自治基本条例に基づいたまちづくりの実現を目指すため、人事評価制度の運用とあわせ、人材育成基本方針の見直しを進めていきたいと考えております。

次に、地方公営企業会計制度の改定について、美幌町病院事業会計についてですが、今回の公営企業会計制度の大幅な見直しは、企業会計制度との整合性を図り、相互の比較分析を容易にするとともに、公営企業の経営実態をより性格に把握するために行われたもので、資本制度の見直しは平成24年度から、会計基準の見直しは平成26年度予算決算から適用されることとなっております。

移行作業の進捗状況ですが、現在、会計基準の見直し11項目のうち、「借入資本金制度の廃止」、「補助金等により取得した固定資産のみなし償却の廃止・リース会計の導入」については、おおむね完了し、現在、退職給付引当金、賞与引当金などの引当金の整理を行っているところであります。

また、勘定科目等財務規定の見直しについては、今回の財務システムの更新に伴い、委託業者の助言を受けながら進めているところであります。

今回の会計基準の改正では、資本や試算が減少し、負債が増加することで財務諸表が大きく変わることは予想されております。

このため、総務省は今回の会計基準の見直しが財政健全化法の指標に影響することのないよう、3カ年の算定猶予などの措置を講じることとしております。

この対策として、一般会計の経費負担基準の見直しや医師確保による診療体制の充実により経営基盤の確立を図ってまいりたいと考えております。

次に、町民及び議会への説明につきましては、会計基準の改正により負債が増加するなど、財務諸表がかわることから平成26年度予算編成が完了した段階で議会への報告などを行いたいと存じます。

次に、農政について、御質問の第1点目、「減反調整について」であります。本町における米の作付面積は昭和45年の775ヘクタールをピークに、昭和46年から本格実施された国の生産調整により減少の一途をたどり、平成25年度の作付面積はうるち米として6.79ヘクタール、餅米として39.62ヘクタール、合計で46.41ヘクタールまで減少しています。

政府自民党は、11月27日に平成26年産からの米政策の見直しを正式決定し、生産者や集荷業者、団体がみずからの経営判断や販売戦略に基づき、需要に応じた米生産が行える仕組みを推進する新たな米政策へ転換することとされたところであります。

具体的には、生産数量目標に即した米の生産の10アール当たり1万5,000円を支払う、米の直接支払い交付金を平成30年度産から廃止し、平成26年産から平成29年産までの4年間は激変緩和措置として交付単価を7,500円に半減するとし、一方で飼料用米や米粉用米に転換した場合は、生産数量に応じて単価を増減する数量払い交付金を新たに導入し、10アール当たりの最大で10万5,000円を交付することで、非主食用米の生産を強化し、5年後には需要に応じた米生産の実現を目指すこととされております。

このことによる本町の米生産への影響であります。平成26年に現状のまま生産を行った場合は、米の直接支払い交付金が半減するため、11戸の生産者全体で290万8,500円の交付金が削減されることとなります。飼料用米への転換を行った場合や、加工用米の複数年契約の取り組みに対して交付される、(仮称)産地交付金が創設されるなど、所得の維持確保が可能となる制度

変更も含まれており、現時点の不十分な情報内容からはその影響を把握することはできません。

今後は、米政策の大きな転換の中で、非主食用米への転換に効果があるかなど、制度変更による影響を十分に見きわめ、生産者及び農業関係団体と協議をしていく必要があると考えているところであります。

また、農林水産省は11月29日、平成25年産の豊作基調や当初見込みを大幅に下回る受給実績を踏まえ、平成26年産主食用米の都道府県別の生産数量目標を発表し、北海道におきましては前年産から3.3%減の55万4,140トン、面積換算値で3,510ヘクタール分を減らす配分が決定されたところであります。

本町も平成25年産の生産数量目標は、総水張り面積46.41ヘクタールのうち、面積換算値で39.3ヘクタールとなっております。平成26年産の生産数量目標の調整については、オホーツク総合振興局管内の各市町村別の生産数量目標が12月25日に北見市で開催される「平成26年産米の市町村別の生産数量目標にかかる配分会議」において、北海道から生産数量目標の設定方針や生産数量目標が示される予定となっております。現時点におきましては、その影響についてお答えすることができませんので、御理解をお願いいたします。

御質問の2点目、「美幌町としての米の生産維持について」であります。本町の水田は網走川西川沿いの美禽地区に集中しており、生産者の作付意欲も高いことから、今後も米の畑作、作付地帯として位置づけ、生産振興を図ってまいりたいと考えており、将来にわたって残すべき水田として、さらには生産技術の伝承を行うためにも現在の水張り面積が維持され、需要に応じた生産体制が図られるよう、生産者、農業関係団体、関係機関と協議を行いながら水田の維持確保に向けて努力してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、答弁をさせていただきました、よろしくお願いをいたしたいと思えます。

○議長（古館繁夫君） 6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） きょうは質問が多いものですから、町長のほうも15分御苦労さまでした。

それでは、第1点目、新年度予算について再質問させていただきます。

前回、9月にて私は行政評価等について早急にやるべき、町民に公表すべきということ質問した中で、行政評価については住民満足度調査があるという発言でありましたが、今回、回答の中では行政評価の公表については24年度の行政評価は当初より試行として実施してまいりましたが、評価方法の検証を進める必要があることから、25年度も引き続き試行としたところでありますという回答が今回来ました。

この中で、私は再度、確認とりたいものがあります。24年度の試行で実施した行政評価の公表はなぜ行えないのか、お願いします。

○議長（古館繁夫君） 総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 前回の一般質問でも御答弁させていただきましたけれども、評価方法等について、いろいろとまだまだ課題があるということで、試行ということでさせていただきますところであります。

そういった内容から公表にまでは至らないという判断で、公表はあくまでも本格導入してから公表をいたしたいという考えでございます。

○議長（古館繁夫君） 6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） それでは、今の回答でもって最後の回答だと思いますので、行政評価このものが数年後になるという旨を住民基本条例からさせた場合、この条例を見ている町民にもきちんと説明する余地があるのかどうか。

○議長（古館繁夫君） 総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 自治基本条例の推進に当たりましては、町民組織であります

推進委員会もございます。

そういった組織を通じて御理解を願いたいと思えます。

○議長（古館繁夫君） 6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） 住民条例ができた以上は町民に説明する義務が町側にも議会側にもあるということを重ねますと、自治条例の委員会の説明は当然であり、なおかつ町民にも説明してもらいたいと、私はそう願っております。

それでは、この分については今の回答でもって理解しましたので、ぜひ町民に説明してもらいたいなど重ねて申し上げます。

続きまして、総合計画中心市街地活性化基本計画の再質問であります。

現在、美幌町において中心市街地活性化基本計画について、もう平成12年ぐらいからこの計画が始まりまして、その当時、当時の時代背景としてはバブル崩壊後の失われた10年なりという言葉が盛んに出てくる時代でした。

その中で、国の景気対策、もしくは地方の行政の存続も掛けまして多くの意味合いの中で、それぞれの町が生き残ることを目的としたという部分が背景にあると思えます。

その中でこの10年間、このまちづくり等について成功しているのは、人の集まっている大都会のやり方、このまちづくりについてほとんど人がふえなかった形で失敗したのが地方の町ということで、残念ながら私も議会の視察、もしくはいろいろな意見の中で聞いていますけれども、やはり人を集めることができた町は人が残っていると、その町には多くの若者、そしていろいろな起業家が集まりまして、いろいろな新産業等も発展していきます。

これが、これは北海道という特殊事情もありますけれども、どうしても歴史の部分で産業界と連携が少ないだとか、地方ならではの物流のコストが高いだとかという部分があり、決してこれは行政だけが僕は責任がとれる問題とは思っていません。

ただ、そういうところをクリアしなければならぬということ、平成の10年代に入りまして、各地域で町をどうしよう、暮らしをどうしようということできたのが、この中心市街地活性化基本計画。我が町も当初からこれにどうやってやろうかということで、数年間にわたりできたのが美幌町の中心市街地活性化基本計画、たしか平成16年ぐらいに終わったと思うのです、策定が。それからもう10年ということで、10年たって我が美幌町の人口は何千人減りましたかと、産業界はどれだけ店をやめましたかということ、さかのぼりますと、この中心市街地活性化基本計画は、この10年間できちりやるべきということで議会も確認したつもりだったのです。

これが現在、未達が数カ所あるということで、私も数年間にわたりこの事業について商業会、もしくは商工会議所側に立ちまして活動もしております。また、行政に対しても何度か、これについても今後の計画どうなのだろう、いつできるのだろうという問い合わせをしております。

今回、回答の中で一つうれしいということ、頼もしいことがあるのは、未達の部分については今後、関係団体との推進を図っていくという言葉がありまして、そうなりますと未達の部分がこの中心市街地活性化基本計画の中で生き生きタウン美幌ということ、うたっている中に、今後の美幌町に向けての方針だとか多く入っています。

この中に出てくるのは、この目標は10年間目標とするということなのです。今回、残念ながら、なかなかできなかった事業、あとは新町の3丁目についても道営事業の道道の改良とか遅れているということもあつたりして、なかなか行政単独では進まなかったこともあるのかなど、私、それはわかります。

ただ、これが単純に何人かの思いでつくったのではなくて、多くの人の意見を集中して、住民の声を聞いて、何年もわたりつくったというのも事実です。

その中で、当時の人たちはもう15年前なれば60も70にもなるし、年齢大きくなっているのです。10何年間この思いを期待している住民の方がまだいるという事実はぜひ、行政側も認知してください。

何を私は今回、今、確認したいかということ、たまたま未達の部分については今後どのような取り扱いをするのかなというふうな部分が確認したかったので質問したのですけれども、今回、今後についても協議を進めたいということになってはいますが、この中で町長に一つお聞きします。この中心市街地活性化基本計画、これは第2期美幌町の中心市街地活性化基本計画について推進をする方向でいくのか、もしくは違う手法をとるのか、今現在の考えをお聞きいたします。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 今後も平成16年10月に策定した基本計画に沿って、関係機関、団体と協議をして進めていくということについては変わりはないということであります。

ただ、この基本計画も旧法の基本計画だということですが、美幌町はこれに沿って進めていこうということですから、ただ遅れている部分の中にはあると思いますけれども、大きな力が必要だ、パワーと、それからエネルギー必要な部分はやってきたつもりであります。ただ時代の流れの状況の中で、今、中断しているものもあるというようなことですが、いずれにしろ77ヘクタールですか、たしかそうだったと思いますけれども、その中でにぎわいをどう取り戻すかということは行政だけでもだめですし、関係機関、団体、しっかり協議しながら進めていきたと、そのように思っています。

○議長（古舘繁夫君） 6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） 前回、前々回のあたりに町長のほうから美幌町は旧法の法律の中の今、動きをしているということ、それは現況はそうです。

ただ、今、この基本活性化計画が認定中心



市街地活性化基本計画、なおかつまちづくり推進協議会がまちづくり活性化協議会という形で法律も変わっていく中で、今現在、2期目の作成をしている町も多くあり、これらをかながみますと美幌町については取りこぼしもあるし、今後の課題もあるとなれば、早急に新しい法律でもって検討に入る時期も来ているのかなと、私は思うのですけれども、その辺の認識については町長どうでしょうか。

○議長（古館繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） TMOとの話では、新たな新法に基づく基本計画の策定はちょっと見合わせましょと、旧法でせっかくエネルギー使ったので、多くの町民の皆さんも参画していただいてつくったので、それをベースに行きましょうというようなことですから、今、これからやるということだと、また相当なエネルギーと時間が必要だと思いますので、旧法でつくった中心市街地活性化であろうと色あせてはいないと僕は思っていますので、その着実な推進を図りたいと、そのように思っています。

○議長（古館繁夫君） 6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） 今、町長がTMOとの会議と言いましたけれども、これが今のTMOという組織以外、会議所側に入っている組織の中のメンバーがTMOのメンバーでございまして、そうでなくて10年前のメンバーはもう60とか70なのです。50の人は60なのです。そうなりますと、新たに新しい組織隊を立ち上げて、困難かもしれないけれども今後の10年、20年後の美幌町の働く場所、そして暮らしの充実を図るためには、私は困難を乗り越えてでも早急にやるべきと思っていますので、町長に聞きます。

であれば、商業者もしくは地域のこういう活動家から新しい策定について協議会を開くべきという意見については聞く耳を持つか持たないか、お願いします。

○議長（古館繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） これはやはり新法ができたときの判断がひとつありますので、そ

こを勝手に役場だけで曲げていくわけにはいきませんので、そういった意味も含めて協議をしていかなければだめだと思いますので、新たな手法が持ち上がって、はいそれでやりましょうということにはならないと思いますので、しっかりと関係機関で、そしてこの中心市街地の活性化で何が必要かという、町の推進のすべき事業も必要ですけれども、商店街みずから取り組む、あるいは商店街、あるいは連合体の取り組みも必要だということですので、そういうところとしっかり話をしなければわかりましたと、今、松浦議員の提案にわかりましたというわけにもいかないと思います。

○議長（古館繁夫君） 6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） それであれば、多くの関係団体とぜひ意見交換する中で、また新たな道を模索してもらいたいと、私もその方向で当然、町長にも打診なり助言をしたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

同時に総合計画、これについても今回、回答をもらいまして、2016年に新しい計画がスタートするというので、たしか今回、調査もしたのですけれども、前回の総合計画については時代背景のことがありまして、市町村合併のいろいろな論議の中で、なかなか総合計画の立ち上げが進まなかったということは確認とれました。

しかし、その中でも平成16年度については業務委託料として250万、平成17年については委員会等の会議等も目白押しということで400万円以上の予算が計上されたこと、なります新年度予算に絡みますと平成26年度の予算にもこれらの総合計画についての委託料が計上されるのかなと思いますので、前回、委託料が240万ということで進んだのですけれども、またこういう部分で予算については格段の配慮を願うべきとは思っていますけれども、町長はどのようにお考えでしょうか、予算配置について。

○議長（古館繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 前回の10年間の第

5期の総合計画については1年前にやって、集中的に回数を重ねて一定の総合計画という形にさせていただきました。

ただ、状況がかなり変わってきているというようなこともありますので、なるべく早い時期に取りかかりたいと、課題も非常にあると思います。前回つくったときから見ますと、まず地方自治体の首長のマニフェストも認められたというようなこともありますから、果たして10年でいいのかという論議も当然出てくると思いますので、そういったことを整理をしながら、やはりスケジュールを全体的に組み立てていかなければ、行き当たりばったりというふうにはいかないと思いますので、いずれにしろ1年前ということでしたけれども、前回は。もうちょっと早目の取り組みをしないと、ちょっと間に合わないかなと、解決すべき課題が多いかなというような、今の段階での判断はしております。

○議長（古舘繁夫君） 6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） この2年間におきましてできてくる総合計画、仮に今現在では10年と言っていますけれども、この手法が本当に、僕も町長と同じでこの10年計画そのものが、10年間全て統一しないといけないかという時代背景は、今後また5年、10年変わりますので、その中で汎用が利くような政策が必要なのかと、ただし私はこの総合計画が2年間、そしてできた後も考えますとやはり役場の担当の職員も含めまして、当然この会議に出るとなると、先ほどの回答と同じなのですけれども、1人当たり、作成委員は四、五十回の会議に出ているのです。そうなると、会議出た後もうどれだけ責任とれるかということで、実は今回の総合計画を入れた後、1年ごとに作成委員会、策定会議にフィードバックするということがままならない形で進んでいることで、私は複数回、美幌町に対して、要するに執行部に対してやり方がどうなのですかと問い合わせしましたけれども、今回はまさしく今、これだけ地方がいろいろな意味で人口も減っている、高齢化迎

えていると、若い人方の就職先が未来永劫成り立つのかという疑問の中で考えれば、先ほどの中心市街地活性化基本計画とこの総合計画はきちんとした形で取り組むべき時期が来たと、本当にこれが美幌町の生き残る、次期の本当に重大な策定の年度になるという私は思っておりますので、その辺、町長はどうでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） よく例えられるのが総合計画が海図の役割を果たしていると、だから荒波が来てもちゃんと進めるためには海図が必要だし、羅針盤も必要だということなので、10年がいいのか、5年がいいのかというのはわかりません。

それと首長となろうとする人のマニフェストの整合をどう図るか、ダブルスタンダードではなかなか難しいと思いますので、その辺のしっかりとした区分けもやはりしていかなければ、なかなか力も入らない、推進に力も入らないというようなことではだめだと思いますので、その辺もしっかり論議しながら、やはり早目の取り組み、これに努めたいと、このように思っております。

○議長（古舘繁夫君） 6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） この総合計画について、私の最後、意見で終わりますけれども、この総合計画はハード事業、ソフト事業だとか、福祉の関係、教育の関係、多岐にわたる計画がありますけれども、私は福祉、医療、教育も含めましていろいろな団体の方が毎日いろいろなことを考えて活動していると、やはりこういう人方の小さな意見もぜひ取り上げてもらいたいと。

また、ハード事業につきましては、国道4本の美幌町の道路網をさらにどう生かせるか、また人がどう集まるか、そしてどのように地方に支援できるか。要するに災害だとか、救急車だとか、そういうのも地方の町ですから、地方同士で連携できるのをどうするのか、もしくはほかの町からのお願いがどのように聞けるのかとか、要するに同じハード

することないという時代となりましたら連携できないとか、また美幌町においてはいろいろな建物がそろそろもう40年を超えている建物が目白押しということになりますと、この10年間、相当、建物の建てかえ、もしくは移転、もしくは解体だとか出てくると思うのですけれども、この辺もこの10年の中である程度の確定でなくても、ある程度の方向性がうたえればいいなとは思っていますので、この新年度予算についてはこれで終わらせてもらいます。

続きますで……

○議長（古館繁夫君） 松浦議員、ごめんなさい、次の質問に移る前にちょっと一言お願いします。

お諮りします。

もはや4時近くになりましたが、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、あらかじめ会議時間の延長することに決定いたしました。

松浦議員、お願いします。

○6番（松浦和浩君） きょうはなぜ人事評価制度と人材育成入れたかという、実は今の当初の計画と作成に当たり、私は優秀な職員、そして仕事を伸び伸びできる職員の方がぜひ中心となって今後の10年、20年に向けて美幌町のかじ取りしてもらいたいという気持ちでいますので、今回人事評価について質問を入れました。

今回、この人事評価の中で出てきているのは、うたわれている文言の中で職員の責務が規定されると、業績評価と能力評価という形で、これは人事評価する中ではよく出てくるやり方と私は思っています。

私はここで回答を見てちょっとわからない、確認とりたいのが2点あります。現在の勤務成績のやり方と人事評価が大きく何が違うのかという説明と質問と、今、グループ制

において職員の仕事は横割れとなって1人についているとは思えないのです。我々議会としては、1人についている仕事をグループすることによって、複数の職員がきちんとできるということを知っていますので、そうなりますとこの人事評価の個人評価がグループとしてどのように評価できるのか、私はこの整合性が見えていないと思っていますので質問したのですけれども回答にないものですから、再度、回答をお願いします。

○議長（古館繁夫君） 総務部長。

○総務部長（平井雄二君） まず1点の質問は勤務評定と今回の導入しようとしている人事評価の違いの質問かと思えますけれども、勤務評定につきましては、あくまでも人事管理というのを基本としております。

新たに行おうとしている人事評価につきましては、人事管理はもちろんでありますけれども、さらに任用、あるいは給与ですとか文言、その他を含めた人事管理ということで、特に給与とか賞与とか、これらにも反映をしていく人材育成を図っていくというのが大きく違うところであります。

それから、グループ制による人事評価をどうやってやるのだと、個人の職員が人事評価をどうやってやるのだということでもありますけれども、当然、グループ制なのでグループの業務ということでの目標、業務の目標は立てることになります。今もちろん立ててはいるわけではありますが、さらにその中で個人目標ということで、通常であればそのグループの業務目標の一部を目標に掲げるのですが、中にはそうではなくて、例えば新しい職員であるとか、そういった職につきましてはまだまだそこまでの目標を掲げるのは非常に難しいので、そこは個別にあった達成できるであろう目標ということになりますので、その中の内数といいますか、小さな枠の中での目標を設定をした中で人事評価、達成目標を立てた中で人事評価をやっていくということで、かならずしも組織イコール個人ではないと、組織は組織として、個人は個人

として、またそのグループ制と今までの課、係制ですかとは若干違いますけれども、目標につきましては個々個人のその職員によって目標の設定が若干異なってくるというようなことでもありますので、業務が横割りになって、複数で仕事をしているというのも事実でありますけれども、人事評価は必ずしもそこで目標は立てられないということではなくて、この中で立てていくということでもありますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） たまたまですよ、たまたま私も以前勤めた先で、組合等の役員の中で人事評価の策定委員のメンバーだったものですから、大きく割れました。その評価の仕方ですよ。

所属長の長が命令して仕事をしてもらいますけれども、できない仕事を与える場合と簡単な仕事を与える場合によって評価が違っていると、今回、私が懸念しているのは、今回、この質問でグループ制に質問したのが返ってきていないのです。となると、この回答した段階で査定はゼロではないですか。

要するに議会からの質問も回答来ていないのです。小さい言い方ですけども、グループ評価というのは全体評価なのかと私は思っていたのです、数年前のグループのときに。それが個々の仕事で評価するととなると、グループ制そのものを再度きちんと説明願いたいなど、私はそう思っています。

個々の評価は当然、個々の評価ですけども、グループでやるべき仕事をグループ内でやるということになれば、そのグループ全体の数字ですから、個々の人間の成績だろうが、グループが中心だと思っているのです。そうすると、そのグループ全体は全員いい評価になると、私はそう思っています。

ですから、このグループ制度そのものの仕事というのは、本来はまだまだ未達がなく達成度の高い組織になるというふうに判断したのです。

私は今でもそのように仕事をしている職員

を多く見ていますので、グループ制度そのものは私は大きく間違っていないと思っていました。ただ、その中でグループ制度と個人評価が別なのだとは言っていないけれども、そのグループの中で、一部の部分を見るときとなると、グループ内での仕事の張りつけはどのように基準持たれるのかという部分がちょっと懸念されている思うのですけれども、町長その辺はどのように判断していますか。

○議長（古舘繁夫君） 副町長。

○副町長（染谷 良君） グループ制の評価についてお尋ねありましたけれども、基本的にはこれまでと係、係長、課長のときのシステムとグループ制において、その評価がどうかということではありますが、基本的には変わりがない。グループ制であっても責任を持つ仕事というのは区分されております。突発的に突如、仕事が入ってそれをこなす場合ももちろんあるでしょうし、目標を設定して業務評価をしていくというのが基本にあります。目標の項目がどうかということも事前に調整をしながらやるわけでもありますけれども、グループの中でどういうその職員が役割を果たしたか、自分の責任もある、責任持った仕事をどのように果たしてきたかということでもありますので、部長が言ったのはそういう意味で言ったと思いますけれども、グループがよかったといって職員が全部、例えばAランクになるかということ、それはかなり乱暴な評価になりますので、そういう評価ではないということの意味だということで御理解いただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） よくわかりました。ぜひ、先入観を持った形での職員の評定がないことを祈りまして、この質問の次の人材育成基本計画について、ちょっと入ります。時間も時間なものですから、この人材育成基本計画、これは人事評価については、人事評価制度には絶対不可欠かと思っていますけれども、これらの大きく見直しだとか、今後の日

程について何かあれば若干お願いします。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 今回、一般質問をいただいて、平成13年7月に策定しました人事育成の基本的な考え方含めて、ちょっともう1回見直しました。

非常に理念、それから姿勢、これらが見事に描かれているなど。このことを着実にやれば多分、ほかの町村に負けない職員が育成されると思っております。

今、職員の能力が発揮できないということで、地域間格差が生まれつつあると、その先にはやはり地域が淘汰されるというようなことも出てくると思いますので、この人材育成の13年につくったやつは決してほこりもかぶっていないし、ぴかぴかの状態なので全般的に見直すということは余り読んでいて感じなかったのですが、いずれにしる職員に求められる能力、これらは政策形成能力だとか、こういったものを決して古くないわけですから、これらを基礎にしてさまざまな研修も今、取り組んでおりますので、引き続き人材の育成に努めていきたいと、そのように思っております。

○議長（古舘繁夫君） 6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） ぜひ、人材育成、これについてはしっかりとした方向で進んでほしいと思っております。

それでは続きまして、大きく三つ目、地方公営企業制度の改定について。これは二つとも1番、2番まとめて質問して回答願います。

今、一般企業会計に移るということは、この国のほうの地方に求む責務という部分をどのように明確にするかというところが非常に大きな変更かなと思っています。

この中で、どの資料を見ましても出てくるのは資本勘定と退職引当金、あと償却資産について大きく出てきます。

この中で、資本金については一般企業というのは利益は当然ですが、資本金がいかに利益を生むかというのを勘定で見るので

す。今回、美幌町の病院会計では、私も病院のほうからも聞きましたけれども、約40億ある資本のうち、企業債が20億、これを長期借入金に変更になりますと、資本金が20億になるのです。資本金が20億の中でいかに経営効率上げるかとなりますと、端から見ると資本金が減ったようには見えるのですが、本来は資本金は減っていないのですよね。実際の資本金の名前が変わったというだけで、これも決して今、病院会計の方が何も悪くなく、国の方向が決まったというだけで非常にややこしい話だと僕は思っています。

ただ言えるのは、資本金が変わったとなれば、企業のパイが下がりますので、私はこの資本金が下がったことは町民にきちんと説明すべき時期はあるのかなと思っています。これは絶対あると思うのです。

当然、平成23年の総務省の通達でも、このことについては資本が変わった場合、町民、議会に説明が必要ではなからうかという文面があるし、最近出ている大学の先生方の答弁の中にも資本金についての変更については厳密に考えるべきだということもうたっていますので、資本金と町民説明というのは重要でなからうかと思っておりますので、まずこれについてどうでしょうか、どのように考えているか。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 今回、総務省が示した地方公営企業の会計制度の改正、細かい部分については担当の事務長からお話しさせていただきますけれども、果たしてこれをやって多分真っ赤かになると思います、多分。

それで何をしたいのかというところだと思います。我々は地域医療を守らないといけませんという立場でありますので、どんな会計になろうとしっかり守るということはやらないといけないと思いますので、この真っ赤かになった状態をそれを説明してもいいのですが、では不安をあおっていいのかというようなこともあるのですが、僕の思いはそ

ういう思いがありますので、もしか間違っていたらまた質問していただきたいと思ひます。詳しくは担当のほうから説明させていただきますけれども、だからバランスシートするときもそうだったのですが、減価償却の概念も入らないというような中で何を見るのだというところが非常にあいまいだったなと思ひてはいるのです。今回のやつちょっと私、理解が足りないのかもしれないけれども、そういう状態にして病院やめれというのか、もう真っ赤っかだからやめなさいという声を地域から上げていけというようなことなのか、ちょっと意味がわからないですが、ただ真っ赤っかになろうと、それは説明してやはり病院というものはしっかり守っていこうと。

ですから、これは多分、地方公営企業会計で多分、僕は言っていると思ひます。地方でやらなかったら、公営企業法でいいのです。公営企業ということは、最終的にその自治体が最終責任をとらなければいけないだろうというような思いも多分入っているのかなと思ひていますので、間違っていたらまた御指摘をいただきたいと、そのように思ひます。

○議長（古舘繁夫君） 病院事務長。

○病院事務長（大村英則君） 今のことでありますけれども、町長が言われたように恐らく会計基準見直しになると、資本が減って負債がふえるという、こういう見かけの減少があると思ひます。

しかしながら、今現在も累積欠損金が何十億もあるという状況があります。

それで、これまで議会の皆様に御理解を求めてきたのは、あくまでも現金収支でという、いわゆる不良債務を出さないという病院経営、これがまず公営企業の基本だと思ひています。

それで、財政基盤というか、経営基盤を固めるためには、やはり医師確保を図りながら収益の確保を図ることが重要だと思ひていますし、今回の改正で必要に応じて所管の委員会等に何がどう数字のマジックで置きかわったのか、これについてはきちっと

御説明したいと思ひています。

○議長（古舘繁夫君） 6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） 大村事務長の御説明、よくわかりました。

ただ、今、町長がちらっと言ったのですけれども、この公営企業会計法の中で一番怖いのは経営体として企業分析した場合、一般企業でいうところの資本勘定から見る経営の中でどのように資金効率ですね、経費の赤字を穴埋めするか、そして地域にとってこの数字をきちんと説明した中で、地方の病院を維持することは、これから地方にとって相当大きなものになるということを書いたのです。

ただ今後、このことが国のほうの対応がどうなるかは本当に不透明だということも書いています。

そうなりますと、私は今、町長のおっしゃった分析すると、相当、数字が動くと思ひます。ただそれが本当に地方にとってしようがないという形を今までとってきたけれども、それはそれでこれからきちんとした数字を町民に知らせて努力なさいということになっていますので、今、大村さんの話しました議会のほうの説明は、私はぜひ議会前、3月議会前に一度すべきだと思ひますけれども、町長どうでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 時期的なことはまたちょっと詰めたいと思ひますけれども、国は改革プランをつくって、要するに利益の出ないところはやめてしまいなさい、あるいは広域化しなさいというような方針の中でのこの話かなという思いがあるので、そこはやはりどんな係数になろうと、しっかり説明をして、これはこういう意味ですよというようなことも含めて御理解をいただく努力をしながら病院をしっかり守っていくというような体制で今後も努めていきたいと、そのように思ひます。

○議長（古舘繁夫君） 6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） それで、今の病院のところの最後の質問をいたします。

今回3月議会において、今の病院会計の諸表、数字が相当置きかわりますけれども、退職給与引当金、賞与引当金、これについての計上が相当見込まれると思いますけれども、これは現金ベースで必要となるのかならないのか、今おわかりできる範疇でお答え願います。

○議長（古舘繁夫君） 病院事務長。

○病院事務長（大村英則君） 試算によると退職手当引当金が4億円というふうになると思っております。

ただ、それについては現金で町から繰り入れるということではなくて、会計処理上クリアできるのではないかなと思っておりますので、しかるべき時期にまた財政と協議しながら適切な対応をしてみたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 6番松浦和浩さん、あと2分。

○6番（松浦和浩君） それで、今の質問の中でたまたま僕読んでいる資料の中では、資本金等の変更等が発生するので、いろいろな部分での区分け作業があるよという中で条例だとかという言葉が出てくるのですけれども、3月までに美幌町の条例を改正を急がないといけない項目というのはあるのか、ないのか、これをお願いします。

○議長（古舘繁夫君） 病院総務主幹。

○病院総務主幹（橋本美典君） お答えさせていただきます。

今回の部分で、退職給付引当金につきましては、町との財政負担の関係で全額一般会計が負担するという形であれば、企業会計側でその分を継承しなくてもいいという部分と、もう一つの手法としては15年以内でその退職給付引当金を分割計上するという二つの方法があります。

いずれにしても、今の病院経営の中でその財源を補填できる状態ではございませんので、その部分の現金を先ほど事務長が説明したとおり、一般会計で持っている自治体の支払いする段階で一般会計が負担するのか、継承した段階で負担するのかと、そういうよ

うな形になりますので、その辺については財政当局と適時協議しながら進めたいと思いますし、御質問の条例改正の部分については、今の段階で必要とは考えておりません。

○議長（古舘繁夫君） 6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） よくわかりました。

それでは農業について、最後、一言町長に。私は今、美幌町の今残っている現有の水田の畑面積、これについては美幌町の町民のためにも安心した米が食べられるようにぜひ、この46兆の水田を守ってもらう努力をしてもらいたいと町長に訴えて、一般質問を終わります。よろしくお祈りします。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 700あったものが40ちょっとになってしまったと、これはまさに国の政策の誘導だと思っております。何とか守っていきたいと思っております。

農業者が将来にやはり展望を持たなければTPPの問題もさることながら、本当に先に向かっての展望、将来性がないということになれば、多分いいときにやめてしまおうというような発想も出てくると思いますので、これはもう我々があがこうと、いかんともしがたいところがあります。それは、しっかりと声を上げていきたいと、そのように思っていますし、水田活用の直接払いのほうも非常に心配でありますので、しっかりとした取り組みをしてみたいと、そのように考えています。

○議長（古舘繁夫君） 以上で、6番松浦和浩さんの一般質問を終わります。

以上で、本日の一般質問を終わります。

---

### ◎散会宣告

○議長（古舘繁夫君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これで、本日は、散会します。

午後 4時16分 散会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員